

## 資料編

資料1	町田市の人口等の概況	69
資料2	第2次町田市福祉のまちづくり推進計画の振り返り	72
資料3	まちだユニバーサル社会推進計画（第3次町田市福祉のまちづくり推進計画）策定までの経緯	118
資料4	まちだユニバーサル社会推進計画（第3次町田市福祉のまちづくり推進計画）の推進事業について	122
資料5	町田市福祉のまちづくり総合推進条例	126
資料6	用語解説	133

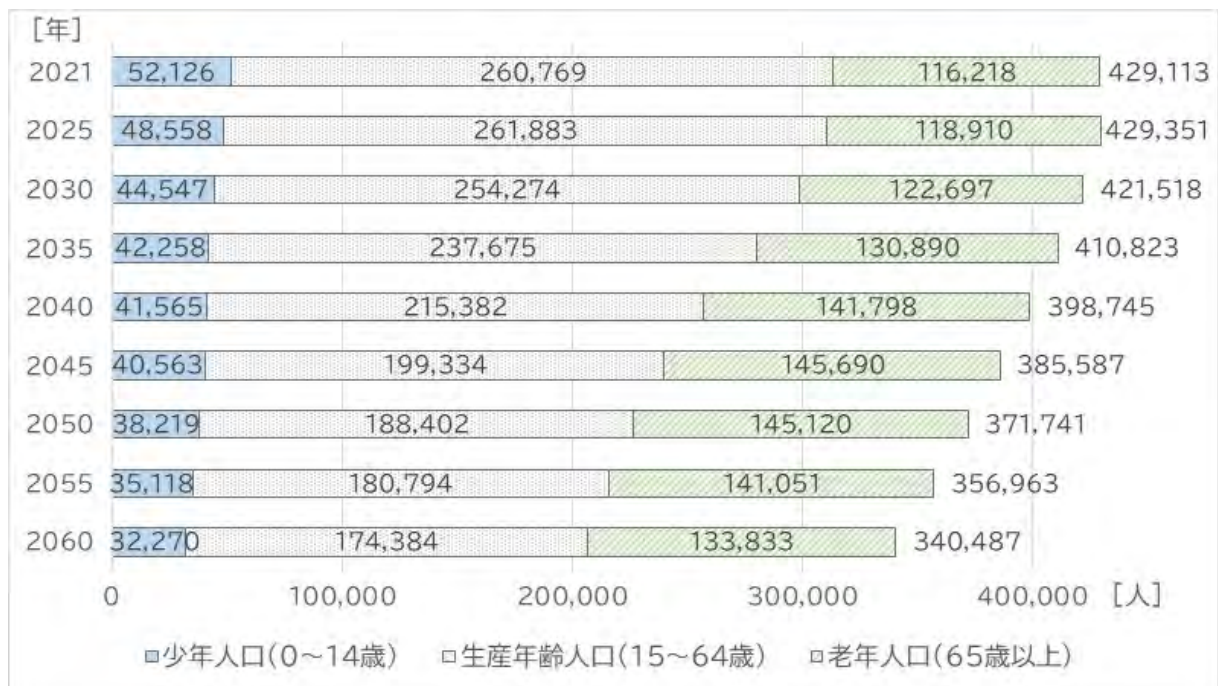


# 資料1 町田市の人口等の概況

## 1 年齢3階級別の人口推移

町田市の人口推移をみると、2025年以降長期にわたる減少局面に移行することが見込まれています。

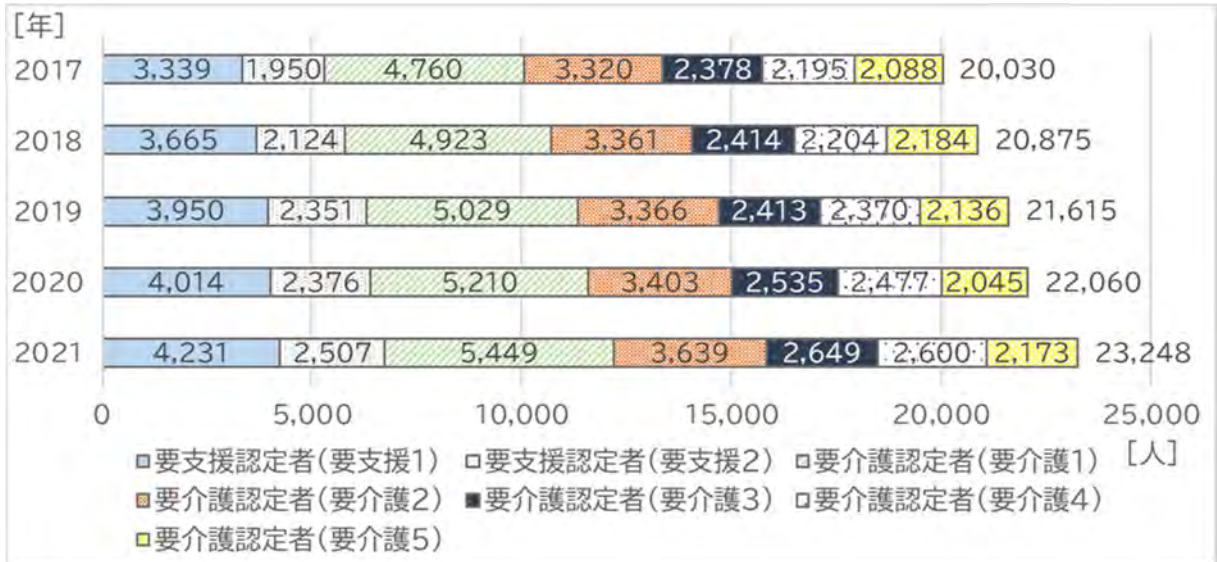
年齢別にみると、年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）は、すでに減少期に入っています。一方で、老年人口（65歳以上）は増加傾向にありますが、2045年を境に減少に転じると見込まれています。



出典：町田市将来人口推計報告書 2021年10月

## 2 要支援・要介護認定者数の推移

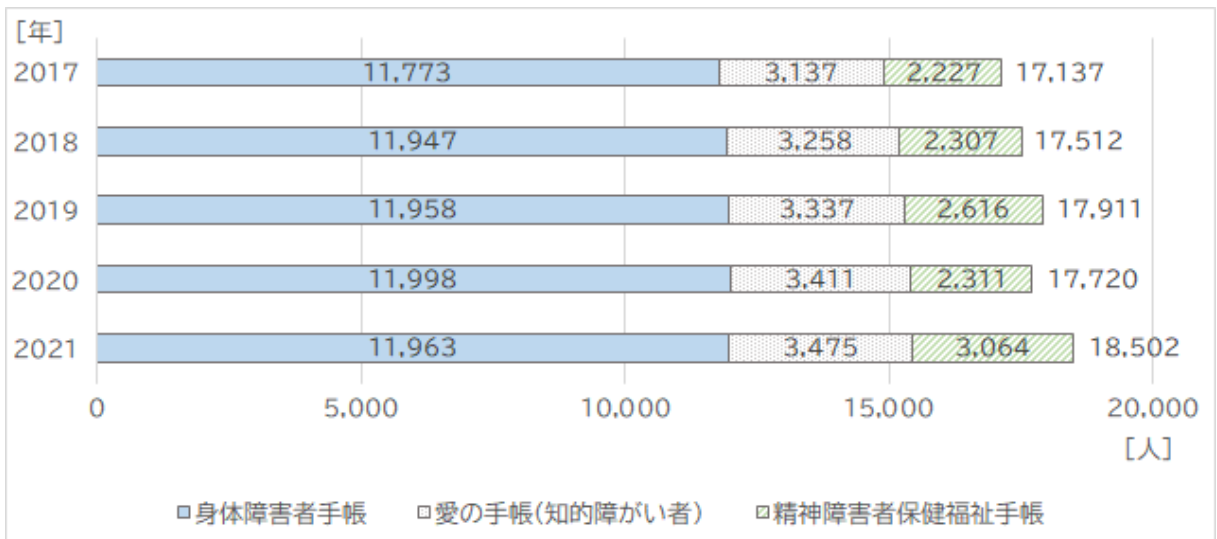
町田市の要支援・要介護認定者数の推移をみると、年々増加傾向にあります。人口推移をみると、老年人口（65歳以上）は更に増加傾向にあり、比例して要支援・要介護認定者数の推移は更に増加すると見込まれています。特に、要支援認定者（要支援1）は増加しやすいと考えられます。



出典：町田市いきいき長寿プラン 21-23(P100) \*2021年度は推計値

## 3 障害者手帳交付数の推移

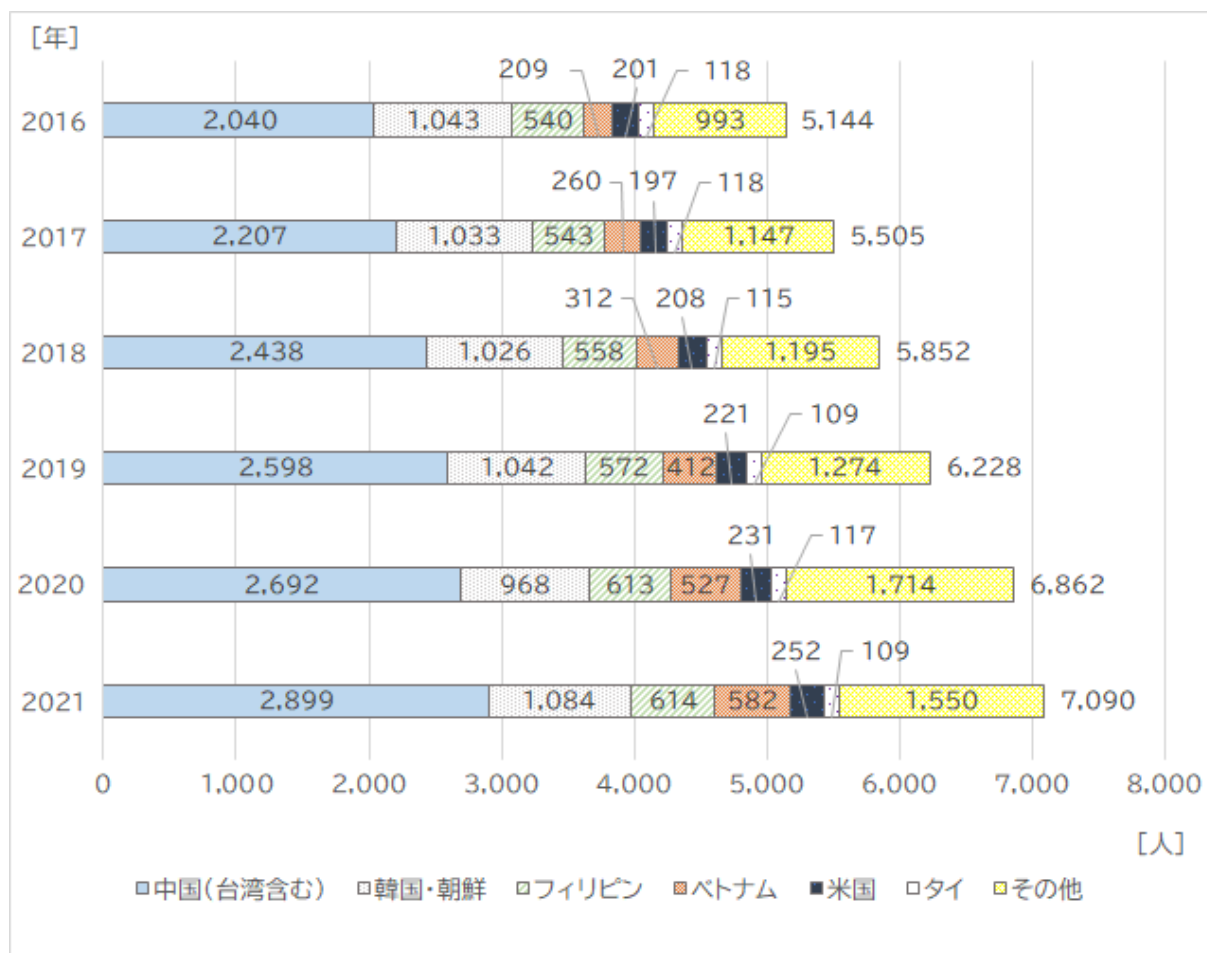
障害者手帳交付数の推移は微増傾向にあり、大半は身体障害者手帳の交付が主にあります。今後、要支援・要介護者が更に増加することが考えられることから、手帳交付数も増加することが見込まれています。



出典：町田市統計書 第55号 7 社会保障 2021（令和3）年度

## 4 外国人登録者数の推移

中長期滞在や永住者など、住民登録のある外国人は全人口の1%ほどの割合です。国籍別では、中国、韓国・朝鮮、フィリピンの順に多くアジア圏の方が過半数を占めています。



	中国 (台湾含む)	韓国・朝鮮	フィリピン	ベトナム	米国	タイ	その他	登録者数
2016年	2,040	1,043	540	209	201	118	993	5,144
2017年	2,207	1,033	543	260	197	118	1,147	5,505
2018年	2,438	1,026	558	312	208	115	1,195	5,852
2019年	2,598	1,042	572	412	221	109	1,274	6,228
2020年	2,692	968	613	527	231	117	1,714	6,862
2021年	2,899	1,084	614	582	252	109	1,550	7,090

単位:人

出典:町田市統計書 第54号 2020(令和2)年度、第55号 2021(令和3)年度

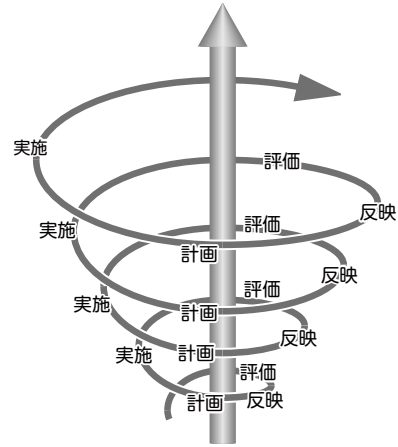
# 資料 2 第2次町田市福祉のまちづくり推進計画の振り返り

## 1 計画推進の評価等

### (1) 取組の継続的な改善（スパイラルアップ）

福祉のまちづくりは、ユニバーサルデザインの理念に基づき、全ての人にとって暮らしやすいまちを目指す「継続的な改善の取組」です。町田市では、福祉のまちづくりに取り組むため、2017年3月に第2次町田市福祉のまちづくり推進計画（以下、「第2次計画」という。）を策定し、2017年度から2021年度までの5年間、第2次計画で掲げた推進事業を実施してきました。

この第2次計画の取組に対する継続的な改善（スパイラルアップ）を実現するため、PDCA サイクルの手法により、第2次計画（Plan）に基づく、推進事業を実施（Do）し、その結果を評価（Check）、次期計画への評価反映（Action）を図ります。

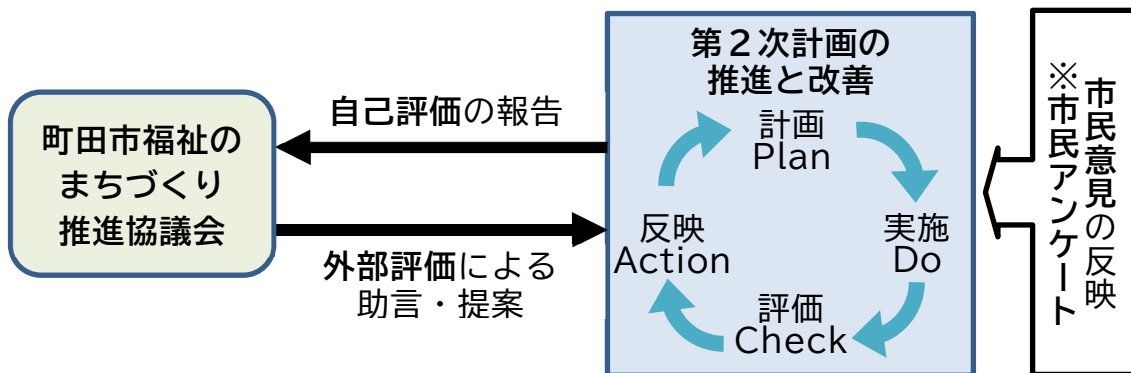


【図1】スパイラルアップを図で示したもの

### (2) 計画推進の評価等手法

第2次計画においては、取組の成果を評価・検証するため、29の推進事業の各担当課が主体的に事業の改善と質の向上に展開するための「自己評価」、客観的かつ専門的な課題を把握するための「外部評価」及び幅広く福祉のまちづくりに関する市民ニーズを把握するための「市民アンケート」を実施しました。

「町田市福祉のまちづくり推進協議会」と「自己評価」、「外部評価」及び「市民アンケート」の関係は、下図のとおりです。



【図2】町田市福祉のまちづくり推進協議会と評価等の関係

## 2 評価等の概要

### (1) 自己評価

施策の実施状況だけではなくプロセスについて適切なものであったか、目的に合った効果が得られているかという視点から、毎年度の取組状況について「プロセス、実績、効果」を推進事業の各担当課が評価を行います。併せて、自己評価結果を踏まえた「スパイラルアップ」を図るため、各担当課において自発的な工夫・改善を検討します。

#### ア 評価時期

毎年度

#### イ 評価者

推進事業の各担当課

#### ウ 評価対象事業

全推進事業（29事業）

#### エ 評価項目

プロセス 評価	①【意見収集】高齢者、障がい者、子育て世代等、多様な市民意見（または事業対象者の意見）を得る機会を設けましたか
	②【意見反映】高齢者、障がい者、子育て世代等、多様な市民意見（または事業対象者の意見）が施策に反映されていますか
	③【関係機関連携】関係機関（庁内・庁外・福祉のまちづくり関係者）と連携を図っていますか
	④【広報・PR】本施策の取組を市民（または事業対象者）に広報・PRしていますか
	⑤【工夫・改善】過去の成果や既存の取組等を踏まえ、推進内容の工夫・改善をしていますか
	⑥【知見・課題】これまでの推進プロセスにおいて得られた知見（共有すべき内容）・課題
実績評価	⑦【進捗状況】実施目標に従って取組が進んでいますか
効果評価	⑧【市民の満足】取組の成果は市民（または事業対象者）に満足されていますか
	⑨【市民の認知】取組の成果は市民に認知されていますか

#### ※上記の自己評価からスパイラルアップを検討

スパイラル アップ	⑩自己評価結果を踏まえて、今後の取組の進め方（改善・推進方策）
--------------	---------------------------------

## (2) 外部評価

第2次計画においては、自己評価の結果を踏まえ、29の推進事業のうち3つの推進分野の重点事業を外部評価の対象とし、福祉のまちづくり推進協議会による外部評価を実施しました。

### ア 評価時期

第11期第1回町田市福祉のまちづくり推進協議会(2021年11月15日開催)

### イ 評価者

町田市福祉のまちづくり推進協議会委員 13名

### ウ 評価対象事業

推進分野の重点事業

推進分野	重点事業
推進分野1 施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備の推進	推進事業1 バリアフリー基本構想の進行管理事業
推進分野2 情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	推進事業16 市からの情報発信のバリアフリー化推進事業
推進分野3 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	推進事業23 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発事業

### エ 評価項目

プロセス評価	①【意見収集】高齢者、障がい者、子育て世代を含む市民意見を聞く機会が設けられていると感じますか
	②【意見反映】高齢者、障がい者、子育て世代を含む市民意見が反映されていると感じますか
	③【関係機関連携】福祉のまちづくり関係者を含む様々な関係者が連携できていると感じますか
	④【広報・PR】市民に広報・PRされていると感じますか
	⑤【工夫・改善】過去の成果や既存の取組等を踏まえ、工夫・改善されていると感じますか
実績評価	⑥【取組成果】現時点での取組の成果(実績)は、満足できる内容ですか
効果評価	⑦【市民の満足】取組の成果は市民から満足されていると感じますか
施設に関する意見 ※ハード事業の評価のみ	⑧・現状で良い部分 ・改善することでさらに良くなる部分 ・改善した方が良い部分

### ※上記の外部評価からスパイラルアップを検討

スパイラルアップ	⑨・課題から改善が必要な点 ・さらに良くするために行うべき点
----------	-----------------------------------



### (3) 市民アンケート

町田市の福祉のまちづくりに対する市民ニーズを把握するため、市民アンケートを実施しました。アンケート内容は、2011年、2015年に実施した同一の市民アンケートと経年比較するため、概ね同様の調査項目で実施しました。

#### ア 調査時期

2020年8月19日（水）～2020年9月4日（金）

#### イ 調査対象者

対象	備考	回答数
高齢者	要支援・要介護者又は65歳以上で左記の認定を受けていない者	728
障がい者	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者	
子育て中の親	町田市立保育園の1～2歳児クラスに通う子育て中の親	73

#### ウ 調査項目

回答者の基本属性	年齢、介護認定の状況、障害者手帳の有無、同居家族の有無など
外出状況について	外出回数、外出する際の交通手段、補助具や介助の必要性の有無、外出状況の満足度など
道路について	問題を感じている箇所
路線バスについて	利用頻度、バス利用の問題や不便、バス運行情報案内表示機の認知度
町田市福祉輸送サービス共同配車センターについて	認知度、利用頻度、利用する・しないの理由、今後の利用意向など
公共施設について	よく利用する公共施設、公共施設を利用する際の問題や不便
窓口対応などのコミュニケーションについて	市役所の窓口や手続きをする際の不便、職員対応への満足度など
市からの情報発信について	市から提供される情報の入手手段、広報紙やホームページにおける問題点など
心のバリアフリーについて	心のバリアフリーの認識、心のバリアフリーの重要性など
災害時等について	避難場所や避難経路の認識、災害時に不安に思うことなど
パンフレット等の認知度について	おでかけマップ、心のバリアフリーハンドブック、情報バリアフリーハンドブックなどの認知度

### 3 29事業の取組結果（成果）

第2次計画における各事業の進捗状況と結果（成果）、課題等は以下のとおりです。

#### （1）【推進分野1】施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備の推進

《進捗の凡例》◎：実施済 ○：進行中 △：未実施

1	バリアフリー基本構想の進行管理事業（重点事業）	期間（年度）	進捗
目標	バリアフリー基本構想の進行管理、特定事業計画の進行管理	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4地区のバリアフリー基本構想を改正しました。</li> <li>※南町田周辺地区（2017年度）、つくし野駅周辺地区及び玉川学園前駅周辺地区（2018年度）、鶴川駅前周辺地区（2019年度）</li> <li>・各地区のバリアフリー基本構想に位置付けられている特定事業について毎年度、進捗確認しました。</li> </ul>		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存で完成している道路や建築物において全ての障がい者や高齢者の意見を踏まえたバリアフリー整備を行うことは構造やコストの面から困難であり、大規模な事業が行われる前のタイミングで十分に障がい者や高齢者の意見を取り入れる機会をバリアフリー基本構想（バリアフリー部会）以外にも設けるべきであると感じました。</li> <li>・《外部評価》基本構想の策定に関しては市民意見を聞く機会が設けられていますが、「進行管理」という点からは市民意見を聞く機会を設けられているとは言えません。特定事業者から事業の進捗状況を報告してもらい、その報告に対してバリアフリー部会+αと意見交換する場が設定できれば、「進行管理」における市民意見の聴取と反映に寄与すると考えられます。</li> <li>・《外部評価》バリアフリー基本構想に関して、単に施設や経路のハード整備のみならず、心のバリアフリーなどのソフト対策との一体的な実施が効果的であるため、特定事業に心のバリアフリーに関する取組（教育啓発特定事業）が必要です。</li> </ul>		
2	福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度普及啓発事業	期間（年度）	進捗
目標	条例及び適合証制度の周知	2017～2021	○
	普及・啓発方法の検討	2017～2018	○
	検討結果に基づく普及・啓発の実施	2019～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー法関連の法令等の改正に伴い、市施行規則の一部を改正（2019～2021年度）しました。</li> <li>・「整備基準等マニュアル」を全面改訂（2020年度）しました。</li> <li>・市のホームページで条例及び適合証制度を周知しました。</li> </ul>		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者に対しては、適合証の取得メリットが無いいため、取得実績が得られません。また、遵守基準と比べて整備基準での整備となると非常にハードルが高いこともあり、コスト面でも課題があります。資金が潤沢である事業者でない限り、整備基準で整備を行うことは困難と考えます。</li> <li>・市は独自条例で、一定規模以上の建築物等に整備基準を定めてユニバーサルデザインのまちづくりを進めていますが、市民には本取組を認知されていない現状があります。加えて、『整備基準等マニュアル』は内容が専門的なため、市民にとって馴染</li> </ul>		

	<p>染みの薄いものとなっており、一般住宅にも適合が必要ではないかと誤った問合せを受けることもあります。そのため、更に市民に取組を周知する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国等が示すバリアフリーの施設整備の基準は、頻繁に様々な改正があり、市もこれに対応していく必要があります。</li> </ul>
--	---

<b>3</b>	<b>市の新築建築物のユニバーサルデザインによる整備事業</b>	期間（年度）	進捗
目 標	各新築施設の整備（継続）	2017～2021	○
	多様な方々が建設検討に参加できる仕組みづくりの検討及び実施	2017～2021	○
結 果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【玉川学園コミュニティセンター整備事業】玉川学園コミュニティセンター建替事業計画説明会を開催し、高齢者や障がい者、子育て世代を含む幅広い層の意見を聴取し、可能な限り取り入れた基本計画に基づき基本・実施設計を行いました。</li> <li>・【子どもクラブの整備事業】子どもクラブの整備を行いました。</li> <li>・【温浴施設整備事業】「熱回収施設等の周辺施設整備基本構想」を策定する中で、ワークショップを実施し、市民、特に子育て世代の意見を聴取し、構想に反映しました。</li> <li>・【町田第一中学校改築事業】2016年度に地域住民の代表や保護者の代表等を委員とする「町田市立町田第一中学校改築計画基本設計検討委員会」を開催し、改築基本計画の検討を行いました。また、生徒へのアンケート調査を実施し、生徒目線の意見も改築基本計画へ反映させました。</li> </ul>		
課 題 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町田市ホームページ及び広報紙等で事業の周知に努め、必要な時期に必要な情報を発信してきたが、工事進捗状況に合わせた情報の更新頻度がやや少なく、課題が残りしました。</li> <li>・事業を進めるにあたって、財源の確保に取り組むと共に、引き続き、芹ヶ谷公園周辺にお住まいの方に対して、芹ヶ谷公園芸術の杜プロジェクトについて丁寧な説明を行うなど、より多くの方にご理解をいただきながら事業を進める必要があると考えています。</li> <li>・施設のバリアフリー点検結果はデータベース化していないため、必要な内容を検索できない点や、福祉のまちづくり推進協議会で実施したバリアフリー点検以外の知見（施設整備に係る課等が把握するもの）の共有化が図れてない課題があります。</li> </ul>		

<b>4</b>	<b>市の既存建築物のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進</b>	期間（年度）	進捗
目 標	各改修施設の整備（継続）	2017～2021	○
	多様な方々が建設検討に参加できる仕組みづくりの検討及び実施	2017～2021	○
結 果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学童保育クラブの改修及び整備を進めました。（2017年度：3か所、2018年度：1か所、2019年度：1か所、2020年度：2か所、2021年度：1か所）</li> <li>・バイオエネルギーセンターのゴミ焼却余熱を利用した温水プールを改修しました。</li> </ul>		
課 題 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の『建築設計標準』の改正（2021年3月）に対応するため、市施行規則を改正し、多機能トイレを「みんなのトイレ」という名称で表示するのではなく、利用対象や設備及び機能をピクトグラム等で表示する規定としました。新築・改修する施設は、基準に則した整備となりますが、既存施設の表示（努力義務）は、その方策等を検討する必要があります。</li> </ul>		

5	バリアフリー化整備資金に係る利子助成事業	期間（年度）	進捗
目標	バリアフリー化整備資金助成事業の周知及び事業活用の促進	2017～2021	○
結果	・「町田市中小企業融資制度のしおり」を作成し、町田市ホームページへの掲載等により事業者及び金融機関等に周知しました。		
課題等	・直近5年間は、バリアフリー化整備資金の利用実績がありません。 ・産業政策課をはじめ、町田商工会議所や金融機関等の窓口において、融資制度のしおりを配布するとともに、市ホームページにおいて融資制度を引き続き広報・PRする必要があります。		
6	住宅バリアフリー化改修工事助成事業	期間（年度）	進捗
目標	事業の継続	2017～2021	○
結果	・住宅バリアフリー化改修助成事業を継続して取り組みました。（2017年度：20件、2018年度：25件、2019年度と2020年度：37件、2021年度：20件）		
課題等	・近年の社会情勢などの影響で予算が縮小されています。		
7	住宅改修アドバイザー派遣制度	期間（年度）	進捗
目標	事業の継続	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険課では、介護保険の住宅改修や設備改修を行う方からの依頼に基づき、住宅改修の施工に関する助言及び指導を行うアドバイザーを無料で派遣しました。（2017年度：236件、2018年度：212件、2019年度：229件、2020年度：181件、2021年度：178件）</li> <li>・障がい福祉課でも住宅改修アドバイザーの派遣を実施しました。（2017年度：13件、2018年度：19件、2019年度：19件、2020年度：13件、2021年度：6件）</li> <li>・また、アドバイザーの助言及び指導の質の向上を目的に、アドバイザー会議を開催し、アドバイザー間の情報共有や市からの情報提供を行いました。</li> </ul>		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年度にケアマネジャーを対象に実施したアンケートの結果、本事業の認知度は98.8%とほとんどのケアマネジャーが認知している一方で、本事業を「知っているが、利用したことがない」の回答は24.4%でした。</li> <li>・住宅改修アドバイザーの利用をさらに促進し、適正な住宅改修につなげるため、ケアマネジャーと住宅改修アドバイザーとの関係づくりをさらに進めて行く必要があります。</li> <li>・新型コロナウイルスの影響によって住宅アドバイザーの利用件数が減り、予算の確保が難しい状況が続いています。引き続き、予算を確保し、事業を継続していきます。</li> </ul>		

<b>8</b>	<b>共同配車センターの運営補助事業</b>	期間（年度）	進捗
目標	福祉輸送サービスの周知及び支援	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町田市社会福祉協議会に共同配車センター運営事業費の補助を行い、事業を実施しました。</li> <li>・本事業の運営に当たる市社協、NPO法人、タクシー事業者と連携するため、担当者会議に出席し、情報を共有しました。（毎年度開催）</li> <li>・福祉輸送サービスの利用案内を市のホームページ等に掲載しています。（2020年度まで『町田市わたしの便利帳』に記載、『高齢者のための暮らしのてびき』及び『町田市障がい者サービスガイドブック』には毎年度記載しています。）</li> <li>・2021年度の本事業に係る協定書に災害時における避難行動要支援者の避難輸送を盛り込みました。</li> <li>・2021年度は避難輸送の防災訓練（図上訓練）を実施しました。</li> </ul>		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化の進展や運転免許証の自主返納の高まり等から、移動制約者の移動手段を確保するため、本事業を継続していく必要があります。</li> <li>・発災時における避難行動要支援者の避難方法について、更なる検討を行う必要があります。</li> </ul>		

<b>9</b>	<b>地域コミュニティバスの運行補助事業</b>	期間（年度）	進捗
目標	4路線の運行継続、新規路線の検討	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会、バス事業者、市の三者協働により、玉川学園コミュニティバス「玉ちゃんバス」及び金森地区コミュニティバス「かわせみ号」を運行しています。</li> <li>・「玉ちゃんバス」と「かわせみ号」については、2020年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け利用者数が大幅に減少したものの、三者協働のもと継続して運行を行うことができました。</li> <li>・相原地区、つくし野地区、本町田地区、成瀬地区においては、小型乗合交通による実証実験を行いました。</li> </ul>		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「玉ちゃんバス」と「かわせみ号」では2020年度に利用者数が大幅に減少しました。その後の利用者数の回復も鈍く、運行収支は大きな赤字となっております。</li> <li>・各地域で行った小型乗合交通の実証実験ではいずれも利用者数が伸び悩み、本格導入が難しい結果となりました。</li> </ul>		

<b>10</b>	<b>歩道のバリアフリー改善整備（歩道整備）</b>	期間（年度）	進捗
目標	歩道整備新設延長（0.36km）	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道のバリアフリー改善として、忠生33号線の歩道整備工事を進めました。工事等3カ年工事実施し2025年度の完了を目指します。</li> </ul>		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算編成の優先順で歩道整備が必要な道路があるが、整備が進んでない路線があるため、今後も予算要求し整備を進めます。</li> </ul>		

<b>11</b>	<b>無電柱化推進事業</b>	期間（年度）	進捗
目標	無電柱化整備延長 総延長 5.0km（町田市 施工分）、無電柱化整備路線の検討及び設計の着手	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町田 623 号線、町田 835 号線の 2 路線について、無電柱化事業を推進しました。</li> <li>・2 路線共に東京都の無電柱化チャレンジ補助制度の事業認定を受け、大きな財政支援を得て事業を進めており、町田 623 号線については 2022 年度から工事着手、町田 835 号線については、2023 年度から工事着手予定で順調に進捗しています。</li> </ul>		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、事業に関連する地元地権者や商店会等、関連機関との調整を図りつつ事業を進める必要があります。</li> </ul>		

<b>12</b>	<b>歩道舗装補修事業</b>	期間（年度）	進捗
目標	歩道舗装補修工事	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・根上がりした歩道舗装補修工事をしました。</li> </ul>		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街路樹が巨大化することで根上がりの発生頻度が多くなり、対応も難しくなるケースが増えています。街路樹の伐採や樹種の変更なども踏まえた総合的な判断が求められています。</li> </ul>		

<b>13</b>	<b>公園等における市民活動団体等の育成事業</b>	期間（年度）	進捗
目標	清掃管理団体の募集・支援の実施、花壇コンクールの開催、緑地保全活動に対する支援	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園・緑地における公益的活動団体への育成及び支援、また、花壇コンクールに登録団体に対しての育成及び支援を行いました。（活動団体数が増加し、以前より多くの公園・緑地で美化活動及び維持管理活動を行うことができました。）</li> <li>・公益的活動については、2018 年度からは学校・事業者も参加できるようになり活動団体の幅が広がり、模範的な団体となっているところもあります。</li> <li>・2021 年度からは都の補助事業である地域環境力活性化事業の対象となり、近隣他市への取組の普及・広域化を図っています。</li> <li>・公益的活動については、条例違反行為への対応や、適切な謝礼金の支払のため、要領の改訂をしました。</li> </ul>		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の公園管理事業や地域住民との連携や、活動団体間の連携が不十分な点が挙げられます。また、事業の効率的・効果的な実施を図るため、一層の手続きの電子化を進める必要があります。</li> </ul>		

14	自転車等駐車場の整備事業	期間（年度）	進捗
目標	自転車等駐車場の整備促進	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年10月に鶴川駅南側自転車駐車を整備し供用開始しました。(収容台数：859台)</li> <li>・2017年11月に町田ターミナル自転車駐車場の自転車ラックの更新を行い、収容台数を増加しました。(収容台数：600台⇒688台)</li> <li>・2019年2月に玉川学園五丁目自転車駐車を整備しました。(収容台数：116台)</li> <li>・2021年度、玉川学園二丁目自転車駐車場・南町田グランベリーパーク駅バイク駐車場を整備・オープンしました。</li> <li>・2019年度より、公益財団法人自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場施設の管理運営に関する基本協定書に基づく管理を開始しました。</li> <li>・2019年度、みんちゅう（シェアリングエコノミー駐輪場）で小規模分散型の駐輪場整備を行えるよう、駐輪場シェアサービス（みんちゅう SHARE-LIN）を導入しました。</li> </ul>		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南町田グランベリーパーク駅等、一部の駅においてキャンセル待ちが多く、駐輪需要に対応できていないところがあります。</li> </ul>		
15	公共トイレ計画推進事業	期間（年度）	進捗
目標	公共トイレ協力店の周知	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ上の公共トイレマップ情報を毎年度更新しました。</li> <li>・2021年度は、道路部道路管理課が作成していた駐輪場・サイクリングマップに新たな公共トイレマップを統合し、町田市シティマップナビタとして配布を始めました。</li> </ul>		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共トイレ協力店制度を広く周知し、市民や来街者が安心してトイレを利用できるようにすることが課題となっています。</li> <li>・更なる公共トイレの拡充、公共トイレマップを更に分かりやすくすること、ホームページ以外の電子媒体での公共トイレマップの展開が今後の新たな課題となります。</li> </ul>		

(2) 【推進分野2】情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

16	市からの情報発信のバリアフリー化推進事業（重点事業）	期間（年度）	進捗
目標	情報発信のルールの検討	2017	◎
	ルールに基づく情報発信の周知徹底、情報ユニバーサルデザイン対応状況の改善	2018～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信のルールをまとめた「印刷物等のユニバーサルデザインルールブック」を作成し、庁内への周知や新規採用職員研修での説明により、職員の意識醸成を図りました。</li> <li>・高齢者、障がい者を始めとする全ての人が簡単かつ効率よく情報を得られる環境づくりの一環として、検索機能の強化や、災害の緊急情報をトップページに大きく分かりやすいレイアウトにする等、市ホームページをリニューアルし、ウェブアクセシビリティを確保しました。</li> </ul>		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「情報バリアフリーハンドブック」（2006年2月初版）は、初版の発行から10年以上が経過し、内容の更新が必要です。また、「印刷物等のユニバーサルデザインルールブック」と内容の重複もあり、両冊子の合本等を検討する必要があります。</li> <li>・《外部評価》わかりやすい障がいと解決方法が中心となっているのではないかと。「点字や声の広報」の作成（結果）は、要望となる意見（原因）があったからだと思います。「意見がないからこのまま」ではなく、「意見を出しづらい方への対応」を結果として、「原因は何なのか・誰なのか」といったことから意見集約し施策に反映することも必要ではないかと。</li> </ul>		

17	手話通訳者・要約筆記者の派遣事業	期間（年度）	進捗
目標	手話通訳者、要約筆記者の派遣の継続	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がい者の方の情報保障として、医療や教育関係等幅広い内容の派遣依頼に対応するとともに、手話通訳者・要約筆記者派遣合わせて年間平均1,000件以上の依頼に応えることで、聴覚障がい者の方の日常生活上の円滑なコミュニケーションの確保に努めました。</li> </ul>		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者のニーズについて、ある程度の把握はできていますが、手話通訳者・要約筆記者の確保が難しいことなどにより、全てのニーズに答えられていないことが課題です。</li> </ul>		

18	「高齢者のための暮らしのてびき」作成	期間（年度）	進捗
目標	「高齢者のための暮らしのてびき」の発行の継続	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年に一度の改訂に当たり、掲載内容の検討、広告の募集、選定を行いました。</li> <li>・2018年4月及び2021年4月に改訂版を発行し、関係機関で配布しました。（16,000部発行）</li> </ul>		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年に一度の改訂であるため、掲載内容の変更については、新旧対照表を作成し併せて配布していますが、変更内容の周知方法について、検討する必要があります。</li> </ul>		



19	「障がい者サービスガイドブック」の作成	期間（年度）	進捗
目標	「障がい者サービスガイドブック」発行の継続	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障がい者サービスガイドブック」の作成（年1回）、市役所・障がい者支援センター・市民センター・駅前連絡所での配布、市のホームページに掲載しています。</li> <li>・冊子版の他、音訳版、点訳版、音声コード版を別途作成しました。また、点訳版と音声コード版のガイドブックについては、抜粋した内容に視覚障がい者にとって真に必要な情報を伝えられるものにしました。</li> <li>・掲載内容について見やすく分かりやすいよう、工夫をしました。</li> </ul>		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスガイドブックを必要としている方が見やすく分かりやすい内容や表記の仕方に、ばらつきがあることが課題です。</li> </ul>		

20	「まちだ子育てサイト」による子育て情報の発信	期間（年度）	進捗
目標	情報の更新及び配信を継続	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「見直そう！“伝わる日本語”推進運動」にあわせて、「見やすく 分かりやすく 検索しやすく」をさらに推進するよう掲載している各課に周知をしました。また、トップページのカテゴリの再編を行うなど子育て世帯への情報発信を行いました。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症に関する情報等の周知や、サイトPRのためのクリアファイルやチラシなどの配布を行いました。</li> <li>・学校情報や図書館情報の配信も行うようになり、順調にアクセス数を伸ばしていき、月間25万件を超えるサイトとなっています。</li> </ul>		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの数が減少する中で、サイトのアクセス数を一定数維持できるように、引き続き啓発や分類の見直しを実施していく必要があります。</li> </ul>		

21	「みんなのおでかけマップ」の整備事業	期間（年度）	進捗
目標	情報の更新・拡充、市民への配布（10,000部）、掲載内容・形態の随時見直し	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度、「みんなのおでかけマップ」を作成し、配布等を行いました。</li> <li>・2021年度は、「町田市バリアフリーマップ」運営団体（NPO法人）の協力を得て、国土交通省が提供する「バリアフリーマップ作成ツール」を活用し、マップを作成する手法やレイアウトを改め、新たなマップを作成・公開しました。</li> <li>・市内のバリアフリー施設・設備の情報を、オープンデータとして公開しています。</li> </ul>		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍を契機として、行政サービスのデジタル化が求められています。</li> <li>・スマートフォンアプリ等で、民間の団体等が運営するバリアフリーマップがいくつか登場しています。このアプリの施設情報は、オープンデータや投稿によるものですが、市としてもオープンデータの提供を継続していく必要があります。</li> <li>・《市民アンケート》町田市が発行しているパンフレットや町田市の取組について、知っているものを選択してもらったところ、「みんなのおでかけマップ」を選択した割合は2015年度の15.6%から、2020年度の9.5%と減少しています。</li> </ul>		

22	町田駅周辺駐輪場マップの作成	期間（年度）	進捗
目標	町田駅周辺駐輪場マップの作成・配布の継続	2017～2021	○
結果	・毎年度、「町田駅周辺の自転車及びバイク駐輪場マップ」を作成し、配布しました。また、市のホームページへ掲載しています。		
課題等	・駐輪場マップだけでなく、様々なニーズに対応した冊子作りを行っていく必要があります。		

### (3) 【推進分野3】心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

23	心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発事業（重点事業）	期間（年度）	進捗
目標	啓発内容の検討及び事業実施	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生へのバリアフリー啓発出前授業を実施しました。（2017年度、2018年度ともに1校）</li> <li>・市の新規採用職員研修、一般職員に向けた研修において、心のバリアフリーを含むユニバーサルデザインのまちづくり研修を実施しました。</li> <li>・中央図書館で「心のバリアフリー」の関連書籍の特集コーナーを設置し、来館者に向けた啓発を行いました。</li> </ul>		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のバリアフリーをバリアフリー基本構想に盛り込む等、ハードとソフトの一体的な取組が求められています。</li> <li>・《外部評価》アウトカム、市民の受け止めを把握する努力が必要ではないか。</li> <li>・《外部評価》小・中学校と連携して事業を進めるべきです。</li> <li>・《市民アンケート》「心のバリアフリーを知っていますか」という問いに対し、「知っている」と回答した割合は、2015年度の22.4%から、2020年度の23.6%と微増しています。一方で、「知らない」と回答した割合が2015年度の42.9%から、2020年度の51.7%と8.8ポイント増加しており、市民への普及が十分でないことが分かります。</li> </ul>		

24	心のバリアフリーハンドブックの活用事業	期間（年度）	進捗
目標	市立小学校4年生への配布、市民参加のイベント・講演会などでの配布、活用	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度、市立小学校4年生を対象として「心のバリアフリーハンドブック」を配布しました。</li> <li>・市の新規採用職員研修、一般職員に向けた研修において、同ハンドブックを配布し、心のバリアフリー（障がい者、高齢者等理解）について講義を行いました。</li> </ul>		
課題等	・ハンドブックの発刊（2008年7月初版）から10年以上が経過し、内容の更新が求められます。		

25	市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進	期間（年度）	進捗
目標	継続して推進	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町田市立小学校の「総合的な学習の時間」に、高齢者や障がい者の理解のために、福祉施設への訪問、点字体験、車椅子体験、アイマスク体験、手話体験をはじめとした障がい者との交流などを行いました。</li> <li>・特別支援学級を設置していない学校にとって、障がいを理解する機会として一定の成果があったと捉えています。</li> <li>・また、子どもだけでなく教員についても、特別支援教育の視点に立った指導を行う良い機会となりました。</li> </ul>		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の団体等と連携して、「総合的な学習の時間」などで、点字体験、車椅子体験、アイマスク体験、パラスポーツ体験、福祉施設への訪問等を通じた障がいへの理解や障がい当事者との直接触れ合う取組を実施してきました。しかし、2020年度からはコロナ禍ということもあり、なかなか訪問や直接交流することができませんでした。今後も取組を継続できるように、感染症予防対策をしっかりと講じた上で実施できるオンラインでの取組など、多様な実施方法について検討していく必要があります。</li> <li>・この2年間は、新型コロナウイルスの感染拡大の観点から実施を一年後ろ倒しにしました。また、日程の変更、交流内容の変更、交流活動の延期または中止を余儀なくされ、計画した内容を十分生かすことができませんでした。</li> </ul>		
26	交通安全教育の実施	期間（年度）	進捗
目標	交通安全教育の実施	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度、子どもへの交通安全教育として、市立小学校 30～40 校程度で自転車教室（交通安全講話、実技、筆記テスト）、市立中学校 6～7校でスタントマンを活用した自転車教室を実施しました。</li> <li>・全国交通安全運動に合わせて、町田マルイでの交通安全クイズの展示や子どもの国での交通安全啓発キャンペーン、白バイ隊員等による二輪車安全運転教室を実施しました。</li> <li>・高齢運転者自身の状態や運転レベルを的確に把握し、より安全運転の意識を高めてもらうことを目的として、高齢運転者安全運転教室を実施しました。</li> <li>・現役世代に対する取組についても二輪車安全運転教室や交通安全動画の配信などにより、各世代に合わせた交通安全教育を展開しました。</li> </ul>		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さらに効果的な啓発をするため、交通安全ミーティング等を開催し、市民が知りたい、知らない交通ルールやマナーの情報を把握していきます。</li> </ul>		

27	「まちだの福祉」講座運営事業	期間（年度）	進捗
目標	事業の継続	2017～2018	◎
	「生涯学習センター」の事業計画に基づき運営	2019～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度、前期（5～8月頃）、後期（9～12月頃）にかけて「まちだの福祉 暮らしを支える～ひと・まち・こころ～」をテーマに、5年間で68回の講座を行いました。（2020年度の後期は延べ268人、2021年度は延べ328人受講） ※2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響で前期が中止。</li> <li>・プログラム内容は、福祉現場の最前線で活動している講師のお話や体験学習、施設見学を通して、様々な視点から学習し、「つながりあう、支えあう仲間作り」を考えることをねらいとしています。</li> </ul>		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで総論的な内容で、曜日や時間を変更して実施しましたが応募者が減少し、定員割れすることもありました。この5年間は実施日時の変更や、テーマを絞ったプログラム内容の企画を中心とするなどして実施しました。その結果広く概論的な内容というよりも、テーマや対象者を絞った内容の方が、ニーズが高いことが見えてきました。また「学び」を「実践」につなぐ展開が弱いので、地域のボランティア活動へとつなぐ取組が検討課題です。</li> </ul>		
28	「障がい者青年学級」運営事業	期間（年度）	進捗
目標	事業の継続	2017～2018	◎
	「生涯学習センター」の事業計画に基づき運営	2019～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に知的障がい者（在席している学級生は毎年160～180人程度）を対象として、音楽、スポーツ、劇などの様々なグループ活動を通じて、社会参加、学習活動の場を提供しました。</li> <li>・ボランティアスタッフとともに月2回活動し、年度末に成果発表会を開催しました。2021年度はコロナ禍でも感染対策を行いながら3つの学級が成果発表を行うことができました。（成果発表会含め、2017年度：47回、2018年度：46回、2019年度：46回、2020年度：31回、2021年度：40回）</li> <li>・また、2018年度と2019年度は文科省委託事業の一環として、青年学級の活動の一部に、「コンサートに向けた学習活動」を取り入れました。</li> </ul>		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症を受け、後半は活動内容の中止や制限があり、当事者に対して「学びの場」を確保する難しさが改めて認識されました。</li> <li>・新規ボランティアスタッフの確保、継続において厳しい状況が続いており、運営の見直しも検討していく必要があります。</li> </ul>		

29	市職員の心のバリアフリー研修事業	期間（年度）	進捗
目標	職員研修の実施、アンケート等の実施・検討	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年度から2021年度にかけて、延べ1,173人の職員が研修を受講し、心のバリアフリーについて学びました。</li> <li>・2017年度から2019年度の3年間は、新入職員研修にて、障がい者施設や高齢者施設で作業を行う福祉体験学習を行い、また、新入職員以外の一般職員を対象に、障がいの疑似体験を経験する接し方研修を行うなど、体験学習を通して、福祉の心を学ぶことができました。</li> <li>・2020年度から2021年度の2年間は、新型コロナウイルスの影響もあり、体験学習を含む研修は中止にせざるを得ませんでした。しかし、2021年度には、新入職員研修において、福祉施設と研修会場をウェブでつないでリモート研修を行い、加えて、障がいがある通所者の声も聴きながら研修を実施しました。</li> </ul>		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義と体験学習をバランスよく実施していくことが望ましいですが、コロナ禍においては、体験学習の実施は難しいため、研修内容や実施方法を工夫する必要があります。</li> <li>・実際に福祉施設で勤務していた職員や障がい者と一緒に働いた経験のある方を講師として招き、具体的な体験談を伺いながら、効果的な研修を実施していく必要があります。</li> </ul>		

## 4 外部評価結果

### (1) 推進事業1「バリアフリー基本構想の進行管理事業」

#### ア 意見収集

本施策について、高齢者、障がい者、子育て世代を含む市民意見を聞く機会が設けられていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	8人
あまり感じない	3人
全く感じない	1人
設ける必要を感じない	0人
評価できない	1人
合計	13人

《具体的な意見》凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

○障がいのある方からの意見がよく聞かれ事業に反映されているのは、非常に良い。

○バリアフリー部会だけでなく、まち歩き現地調査や市民意見の募集なども行っている。

●バリアフリー基本構想の策定に関してはバリアフリー部会やパブリックコメントを通して高齢者、障がい者、子育て世代を含む市民意見を聞く機会は設けられていると思うが、「進行管理」という点からは市民意見を聞く機会は設けられているとは言えないと感じている。「進行管理」における市民意見の収集とは何かを考える必要もあると思う。

◇様々な立場にある市民の方から意見を聞いていると思うが、日ごろ高齢・障がい・子育て世帯、外国の方へ支援をする中で困りごと等を多く聞いている市民団体や専門職からも意見を聞く場があってもいいと思う。

#### イ 意見反映

本施策について、高齢者、障がい者、子育て世代を含む市民意見が反映されていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	8人
あまり感じない	3人
全く感じない	0人
設ける必要を感じない	0人
評価できない	2人
合計	13人

《具体的な意見》 凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

- 自分がバリアフリー部会員だった時の議論しか言えないが、現地見学会時の意見等、できるだけ市民意見を反映するよう考えられていると感じた。
- 「進行管理」について市民意見を聞く機会は設けられているとは言えないと思っているので、反映すべき意見は収集されていないと評価した。
- ◇まち歩きなど、町田駅周辺やグランベリーパークなど不特定多数の方が出入りするようなエリアでは、まち歩き体験を実施しているNPO法人等の団体とコラボしてみると、様々な意見や新しい気づきが得られると思う。
- ◇バリアフリー化については、ハード・ソフト両面での取組が重要と考える。特に、鶴川駅前の誘導ブロック上の放置自転車問題などについては、心のバリアフリーへの具体的な対応（教育啓発特定事業）について検討が必要である。

## ウ 連携

本施策について、福祉のまちづくり関係者を含む様々な関係者が連携できていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	8人
あまり感じない	4人
全く感じない	0人
設ける必要を感じない	0人
評価できない	1人
合計	13人

《具体的な意見》 凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

- 庁内各部署所管の法令等と説明会等から出された住民の意見や要望に対してバリアフリー基本構想を軸にすり合わせ連携してバリアフリー化を進めている。また、庁内以外の関連する電鉄等からの意見を参考にしていることも評価する点である。
- 関係者それぞれの思いはあるが、福祉のまちづくり推進協議会総体として市及び市民の為に良いモノをつくろうとする観点から動きができていると思う。
- 特定事業の設定やその実施状況確認のためには関係者連携は不可欠であるが、提出された資料では交通安全／建築物／都市公園等の特定事業の進捗状況の把握／集約は行われていないようで、「感じる」とは評価できない。

## エ 広報・PR

本施策について、市民に広報・PRされていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	5人
あまり感じない	7人
全く感じない	1人
設ける必要を感じない	0人
評価できない	0人
合計	13人

《具体的な意見》凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

- 地元の人どこがどう変わるのかを説明しているのだろうか。
- 基本構想についてはウェブ／冊子で広報されていると思うが、進捗状況については公開されていないように思った。
- PRされていると思っているが、特にホームページでは欲しい情報にたどり着くのが、健常者でもなかなか苦労する。
- 子育て世代は新聞を取らない方が多く、広報などを見ない傾向にあるようにも思う。
- ◇基本構想エリアの住民や関係者以外はあまり関心を持たないかもしれないが、だからといって「消極的なPRで良い」ではない。広い意味でのバリアフリーは、より多くの方々に知ってもらい・考えてもらいたいことなので積極的なPRを期待する。

## オ 工夫・改善

過去の成果や既存の取組等を踏まえ、本施策について、工夫・改善されていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	8人
あまり感じない	3人
全く感じない	0人
設ける必要を感じない	0人
評価できない	2人
合計	13人

《具体的な意見》凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

- 基本構想策定に関しては現地点検の進め方など、改善されて来ていると評価する。



- 整備する場所は異なっても、バリアフリーに関しては普遍的な基準があるので、年々の積み重ねの中で様々な工夫・改善が行われていると考える。
- 市民の意見を、次の基本構想の整備時に、意見内容が追記されていることは、大変良いと思う。
- 進行管理事業としては「参加」の工夫は感じられない。
- 現地調査は評価するが、夜間、雨の日、雪の日、いろいろな状況下のことは地元の人しか知らない。特定事業に地元の声をどう反映しているのだろうか。

## カ 実績評価

現時点での取組の成果（実績）は、満足できる内容ですか。

満足できる	0人
どちらかという満足できる	6人
成果をあまり感じず、どちらかという不満である	4人
成果を感じず不満である	1人
評価できない	2人
合計	13人

《具体的な意見》 凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

- 建築物／都市公園等の事業進捗状況は把握できていないので「満足」と評価できないが、基本構想の特定事業全体をみると、徐々にではあるが進展していると評価する。
- ルーティン的な仕事となっている印象がある。
- 意見は言えたが、変わったことは少なかった印象がある。

## キ 効果評価

取組の成果は市民から満足されていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	5人
あまり感じない	1人
全く感じない	2人
設ける必要を感じない	2人
評価できない	3人
合計	13人

《具体的な意見》 凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

- 感覚的にだが、公共施設では改修や建替え、再開発等によって、みんなの移

動のしやすさやトイレなどの設備面でのバリアフリーなどなど、便利になったと感じることが増えていると思う。

- 工事等終了後、市民の評価に関する調査（効果の測定）があったのかどうか分からないが、でき上がったものへの大きな不満感のようなことを聞いていないので大枠で満足と捉えている。
- 福祉のまちづくり推進協議会メンバーを含め、市民の方々の直接の意見を聞くことができなかったため、評価できなかった。

## ク 施設に関する意見（ハード事業の評価のみ記入）

施設において改善した方が良い部分と、改善することでさらに良くなる部分について

《現状で良い部分》

- ・歩道と車道の分離は、段差で行うのではなく、仕切を工夫する事で行う方が安全と思う。

《改善することでさらに良くなる部分》

- ・上下の移動をエレベーター等で行う場合、あまり水平距離を長くしない工夫が必要と感じる。

## ケ 本施策に対する改善のアイデア・提言など

《課題から改善が必要な点》

- ・進行管理として特定事業者から事業の進捗状況を報告してもらい、その報告に対してバリアフリー部会メンバー＋α と意見交換する場を設定できれば「進行管理」における市民意見の聴取と反映に寄与すると考える。
- ・市内の各駅でユニバーサルの視点での改善は、究極の目標は、町田駅のユニバーサル化と思う。モノレール開業までに、構想・下準備を進めて欲しい。

《さらに良くするために行うべき点》

- ・まずは地元の人に話を聞く必要性を感じる。周知されているかどうかはアンケート等で確認する。せっかく税金を投入して、時間と手間をかけてやっていることだから、周知されているかどうか心もとないのは残念である。
- ・知的障がいの方や文字を読むことが難しくなった方（高齢者の方に多い）に対するピクト表示等の検討をお願いしたい。
- ・新しく作る施設の設計段階において、委員会の会長等が意見を述べる機会が必要と思われる。
- ・その建物を利用する地元住民の中の障がい者、高齢者、子育て世代など、もっと広く意見を聞くべきではないか。
- ・基本構想策定後の変更点（心のバリアフリーに関する取組（教育啓発特定事業））への対応については、今後、効果的に計画を進めていく上で必要な取組と考える。

- ・生活関連道路に関する市民向けのわかりやすい情報発信について、一歩先を行く取組を検討してほしい。

《その他》

- ・概ね、様々な関係者と連携しているようだが、市民団体等とはどのような理由で連携しているのかを知りたい。

## (2) 推進事業 16 「市からの情報発信のバリアフリー化推進事業」

### ア 意見収集

本施策について、高齢者、障がい者、子育て世代を含む市民意見を聞く機会が設けられていると感じますか。

十分感じる	1人
感じる	10人
あまり感じない	0人
全く感じない	2人
設ける必要を感じない	0人
評価できない	0人
合計	13人

《具体的な意見》 凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

- アンケートやヒアリングを実施し、様々な人の意見を聞く努力が感じられる。
- 視覚障がい者をはじめ、いろいろな人に意見を聞いていることを感じる。
- 改良の努力は評価する。
- ヒアリングに外国人が必要ではないか。
- 「障がい者」に関して、「視覚障がい者⇒点字・声の広報」と一般的にわかりやすい障がいのある方を選んでヒアリング等しているのではないか。
- 知的障がい者や漢字の苦手な方々に対して、漢字への「ルビ」ふり等の検討がされたのかどうかといったことが気になった。
- ウェブ上でのアンケートフォームによるアンケートは、可能な人とそうでない人で、意見に先入観があるように感じる。

## イ 意見反映

本施策について、高齢者、障がい者、子育て世代を含む市民意見が反映されていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	11人
あまり感じない	2人
全く感じない	0人
設ける必要を感じない	0人
評価できない	0人
合計	13人

《具体的な意見》 凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

- 十分とは言えないが、努力はされている。多様な情報発信を今後もめざしてもらいたい。
- ウェブアクセシビリティ配慮の継続的なチェック・改善やアンケート／ヒアリング調査結果を受けての改善は実施されていると感じる。
- 見やすい広報を分析し、デザインの統一に結びついた事は、大変素晴らしいと思います。
- 委員から不十分な面の指摘があったので、一層の改善を期待する。
- わかりやすい障がいと解決方法が中心となっているのではないか。「点字や声の広報」の作成（結果）は、要望となる意見（原因）があったからだと思う。「意見がないからこのまま」ではなく、「意見を出しづらい方への対応」を結果として、「原因は何なのか・誰なのか」といったことから意見集約し施策に反映することも必要ではないか。

## ウ 連携

本施策について、福祉のまちづくり関係者を含む様々な関係者が連携できていると感じますか。

十分感じる	1人
感じる	9人
あまり感じない	3人
全く感じない	0人
設ける必要を感じない	0人
評価できない	0人
合計	13人

《具体的な意見》 凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

- 広報紙やホームページは一定の条件をクリアしないと掲載されないものだ

と思う。こうした条件を浸透させることで関係各部署もバリアフリーに関する取組もレベルアップしていくと考えられ、効果は大きいと感じる。

- 視覚障がい者等のある方への対応として、広聴課と連携して窓口を代表電話に一元化する取組は評価できると思う。
- 「目にやさしい印刷物のコツ」の周知から一歩進めて、各部署からの印刷物がそうになっているかを確認すべきではないか。
- もっと連携によってそれぞれが持っている情報やノウハウを共有できるのではないか。

## エ 広報・PR

本施策について、市民に広報・PRされていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	7人
あまり感じない	3人
全く感じない	1人
設ける必要を感じない	1人
評価できない	1人
合計	13人

《具体的な意見》 凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

○広報紙について、さまざまな工夫がされている事は伝わる。

●会議での発言であったと記憶しているが、「広報紙の配布方法の変更について周知が行き届いていない側面があるかもしれない」という視点での対応をお願いします。

●今後は更に多言語化の要求等も加わると思う。市が伝えたい事と市民が知りたい事を、どう提供すれば伝わるのか。工夫していただきたい。

●努力はされていると思うが、あまり知られていないのが残念。

◇感じるが、民間団体・企業の情報発信のバリアフリー化の後押しになるくらいの方がいいと思う。

◇ウェブアクセシビリティの試験結果は公表しているが、情報発信のバリアフリー化はあえて公表するものではなく、当然のこととして粛々と進めていけばよいものとする。

## オ 工夫・改善

過去の成果や既存の取組等を踏まえ、本施策について、工夫・改善されていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	11人
あまり感じない	1人
全く感じない	0人
設ける必要を感じない	0人
評価できない	1人
合計	13人

《具体的な意見》凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

- 市政モニターアンケート等で状況を把握する努力をしていることは評価できる。
- 情報を取得する手段の変化に対応して、広報紙のリニューアルや住民の数に応じた言語への切り替え等、多くの方々に情報が伝わりやすくなるホームページ作成をめざした細かな情報収集がなされていると思う。
- 聴こえない方への様々な配慮がされている点は工夫されていると思う。
- 以前よりは工夫・改善されていると思う。熱意は感じた。
- 日本もさまざまな国の外国人の方々が生活しており、アクセス数が少ないという理由で削除する言語があるのは理解しにくい。
- ◇コロナ禍の影響で、オンライン会議等拡大していくと思われるが、YouTube等、様々なレベルで情報発信をしていって欲しい。

## カ 実績評価

現時点での取組の成果（実績）は、満足できる内容ですか。

満足できる	0人
どちらかという満足できる	11人
成果をあまり感じず、どちらかという不満である	1人
成果を感じず不満である	1人
評価できない	0人
合計	13人

《具体的な意見》凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

- 環境バリアばかり強調されているように感じる。抵抗はないが、サービス面でも質向上を望む。

- 努力されているのにあまり成果を感じられないのがとても残念。市民はあまり知られていない。
- 委員からの指摘を加味して、さらなる向上を目指していただきたい。

## キ 効果評価

取組の成果は市民から満足されていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	7人
あまり感じない	4人
全く感じない	0人
設ける必要を感じない	1人
評価できない	1人
合計	13人

《具体的な意見》 凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

- 市広報は大変見やすく、読みやすいと思う。
- 前向きな取組は評価されているのではないか。
- アクセシビリティ等に関する取組への一定の評価はあると思うが、ホームページ自体は使いづらい。

## ク 本施策に対する改善のアイデア・提言など

《課題から改善が必要な点》

- ・点字の広報は内容が要約されているため、情報が十分ではないと聞いている。そうであれば、もう少し情報量を増やし、晴眼者との情報格差を少なくする必要があると思う。
- ・日本語への理解が難しい外国の方は多い。アクセスが少ないイコール必要がないと考えるよりは、いざ必要になった時に翻訳があって助かったと思ってもらえることが大事だと思う。
- ・広報の紙面に目次がほしい。目次があれば読みたい部分を探しやすい。広報の実用的な価値が上がると思う。いろいろな障がいの人にもより対応しやすくなる。大幅リニューアルの時に検討してほしい。
- ・もっといろいろなところと連携をとって、たくさんの場所からたくさんの方法で情報発信してもらいたい。

《さらに良くするために行うべき点》

- ・今後デジタル化が進む中で、新しいツール等も利用していける準備を整えてほしい。
- ・市の事業等の情報発信では、字幕付の動画等、発信手段が広がっていると思

う。積極的に取入れていったらと思う。

- ・様々な御意見がある中で大変だと思うが、利用しづらいという意見のある方からは、具体的にどのような点が使いづらいのかなど、丁寧なヒアリングをする機会をもってはどうか。

《その他》

- ・ウェブを重視した情報発信について、ICT を使えない人も多い等の問題を指摘する声が他の自治体の会議でも多くあがるようになってきた。異なる媒体による同等の情報提供を意識する必要があり、それを継続的に実施することが求められていると感じる。

### (3) 推進事業 23 「心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発事業」

#### ア 意見収集

本施策について、高齢者、障がい者、子育て世代を含む市民意見を聞く機会が設けられていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	8人
あまり感じない	4人
全く感じない	0人
設ける必要を感じない	1人
評価できない	0人
合計	13人

《具体的な意見》 凡例 (○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見)

○ユニバーサルデザイン周知の努力は感じる。

●職員や小学生を対象とした研修を実施している点は評価できるが、定期的開催したり回数を増したりするなど、より多くの方からの意見収集が望まれる。

●子育て世代からのアンケート等の回答が少ないように思う。

●より多くの方の意見を聞く機会を増やす必要がある。

◇新人職員研修のプログラムや出前講座の企画立案について、福祉のまちづくり推進協議会メンバーや当事者グループなどと意見交換が行われていると高く評価できたと感じる。



## イ 意見反映

本施策について、高齢者、障がい者、子育て世代を含む市民意見が反映されていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	5人
あまり感じない	6人
全く感じない	2人
設ける必要を感じない	0人
評価できない	0人
合計	13人

《具体的な意見》凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

- 困っている人がいたら声がかけているが、精神障がい者への対応がない。
- アンケートだけで具体的な意見が拾えているのか不明。
- 心のバリアフリーの定義があいまいなのが残念。
- 回答人数が少ない。
- ◇学校教育や市民講座等の活用で、「意見の反映」が効果的に伝わると思う。庁舎内の職員研修も大事だと思う。
- ◇特に子育て世代の意見がわからないので、将来を見据えて子育て世代、もっと若い世代の意見も聞いてほしい。

## ウ 連携

本施策について、福祉のまちづくり関係者を含む様々な関係者が連携できていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	6人
あまり感じない	5人
全く感じない	2人
設ける必要を感じない	0人
評価できない	1人
合計	13人

《具体的な意見》凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

- 個別の事業については関係部署との連携／協力が行われていると評価しました。
- 「色覚バリアフリー」に関しての研修、カラーユニバーサルデザインの資料を研修に追加、オリパラのパンフレットへの助言等他部署との連携は進んで

いると思う。庁内という枠を越えて町内会・自治会や民間事業者とのコラボ事業等があると良いのではないか。

●小・中学校との連携がまだ少ないと思う。

●情報共有が弱いと感じた。

◇企業とも連携ができると、さらに理解が進むのではないか。

◇ルールブックは市民にも公開した方がいいのではと思った。ホームページでは見つけにくいようだった。

## エ 広報・PR

本施策について、市民に広報・PRされていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	6人
あまり感じない	5人
全く感じない	1人
設ける必要を感じない	0人
評価できない	1人
合計	13人

《具体的な意見》 凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

○様々努力されていると思う。広く市民等に「心のバリアフリー」を推進している市の姿勢が認識されてはいないと思う。市の特長とも言えるので、更に推進していただきたいと思う。

●努力は感じるが、多くの人に広まっていない。

◇市民アンケートの結果からそれなりに周知されているが、同じようなPRを続けているようなので、もう少し目先を変えたり、年度別に情報提供のターゲットを絞ったりするなど変化をつけた取組があると広がりを見せるのではないか。

◇様々な取組を進められているが、市民への広報・PRといった点での成果がさらに見えてくるとよい。

## オ 工夫・改善

過去の成果や既存の取組等を踏まえ、本施策について、工夫・改善されていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	9人
あまり感じない	1人
全く感じない	1人
設ける必要を感じない	0人
評価できない	2人
合計	13人

《具体的な意見》凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

○工夫されていると思う。改善途中と思う。

○仕組みはできていると思う。質向上を求める。

●精神障がい者への対応がない。

◇心のバリアフリーについての取組はいろいろ書かれているが、心のバリアフリーでどういう社会を目指すのかはどこに示されているのか。

◇どういうことを目標とし、成果としているのか。そこがまだよく分からない。

## カ 実績評価

現時点での取組の成果（実績）は、満足できる内容ですか。

満足できる	0人
どちらかという満足できる	8人
成果をあまり感じず、どちらかという不満である	3人
成果を感じず不満である	2人
評価できない	0人
合計	13人

《具体的な意見》凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

○啓発事業としての出前講座は評価できるが、もう少し積極的、計画的に推進したほうがよいと思う。

○担当部署では最大限良い方針を作っているが、他の部署に浸透されていないと思う。

●努力は感じるがまだまだ不十分だと思う。他部署、他計画との連携を深めてもらいたい。研修等は教職員にも行ってほしい。今後の検討課題にあることを実施してほしい。

◇ユニバーサルデザインの取組はいい。心のバリアフリーは定義があいまいなので、取組によってばらつきがあるのではという感じがする。

## キ 効果評価

取組の成果は市民から満足されていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	2人
あまり感じない	4人
全く感じない	1人
設ける必要を感じない	4人
評価できない	2人
合計	13人

《具体的な意見》 凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

○なかなか評価しにくいのですが、認知度は高くなっていると思う。

○発表でも、努力されている様子を感じる。成果含め、これからと思う。

●取り組んでいることを市民に知られていない。

●市民の受け止めがわからない。

◇学生の方々から周知しているということなので、徐々に意識が高まっていくものと思う。

◇「普及啓発事業」であり、市からの発信が十分になされているかどうかの検証が引き続き必要と感じる。

## ク 本施策に対する改善のアイデア・提言など

《課題から改善が必要な点》

- ・精神障がい者への対応に関心を持つこと。
- ・心のバリアフリーは意味があいまい。町田市では人権をベースに考えるというような意味付けをしてほしい。
- ・コミュニケーションの方法を色々知ることと、失敗を過度に心配しすぎないように教育してもらえたらと思う。
- ・今後の検討事項からも課題は把握されていると思うので、より多くの関係機関と連携をとり、力を借りられるような関係を構築する必要がある。福祉総務課だけでは限界がある。

《さらに良くするために行うべき点》

- ・アウトカム、市民の受け止めを把握する努力が必要では。
- ・現在と同様に多くの情報をキャッチして、日々の変化に対応した取組を期待します。
- ・介護保険課・障がい福祉課又は高齢者支援センター、障がい者支援センター、

障がい者団体等と連携して、小中学生向けの講座、或いは市民向けの講座を行っては。

- ・具体的な状況に対して、正解・不正解でなく解決を考えるような取組。
- ・情報発信事業と同様に、一方的な広報ではキャッチしてくれる市民に限られてしまうことから、アンケートなどの媒体を通じて、まずは認識してもらい、一緒に考えられる機会が作れるような仕組みがあったらよいと思う。

#### 《その他》

- ・出前講座や職員研修において当事者参加を前提としたプログラムになっているかどうかは重要だと思う。もし、そうになっていないのであれば、それを実践すべきと考えている。
- ・心のバリアフリーの冊子がどこで手に入るのかとよく聞かれる。ホームページへのアクセスは容易でも、そうした情報の存在を「知る」ためには、企業等と連携し、市民が足を運ぶ銀行や店舗等に冊子を置いてはどうか。
- ・精神障がい者への対応が置き忘れられている。
- ・地区協議会への働きかけ、委員にも入って頂く。もっと市民の力をかりられるようなイベントを考えてはどうか。また、何かイベントがある場合には地域で活動している障がい者団体、施設等に声かけをして、市民と障がい者がふれあえる機会を増やす等、橋渡しの役割も必要。

## 5 福祉のまちづくりに関する市民アンケート調査結果（抜粋）

### （1）目的

本調査は、福祉のまちづくりに関する課題を抽出し、「第3次町田市福祉のまちづくり推進計画」策定における基礎資料とすることを目的としています。

### （2）調査対象

経年比較を行うことを考慮し、前回の調査と同様の属性としました。

対象	備考
高齢者	要支援・要介護者又は65歳以上で左記の認定を受けていない者
障がい者	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
子育て中の親	町田市立保育園の1～2歳児クラスに通う子育て中の親

### （3）調査期間と回収状況

本調査の調査期間、配布数、回収数、回収率は以下のとおりです。

調査期間	配布数	回収数	回収率
2020年8月19日～2020年9月4日	1,748通	801通	45.8%

### （4）調査項目

本調査の調査項目は以下のとおりです。

- 回答者の基本属性
- 外出状況について
- 道路について
- 路線バスについて
- 町田市福祉輸送サービス共同配車センターについて
- 公共施設について
- 窓口対応などのコミュニケーションについて
- 市からの情報発信について
- 心のバリアフリーについて
- 災害時等について
- パンフレット等の認知度について

## (5) 主な調査結果

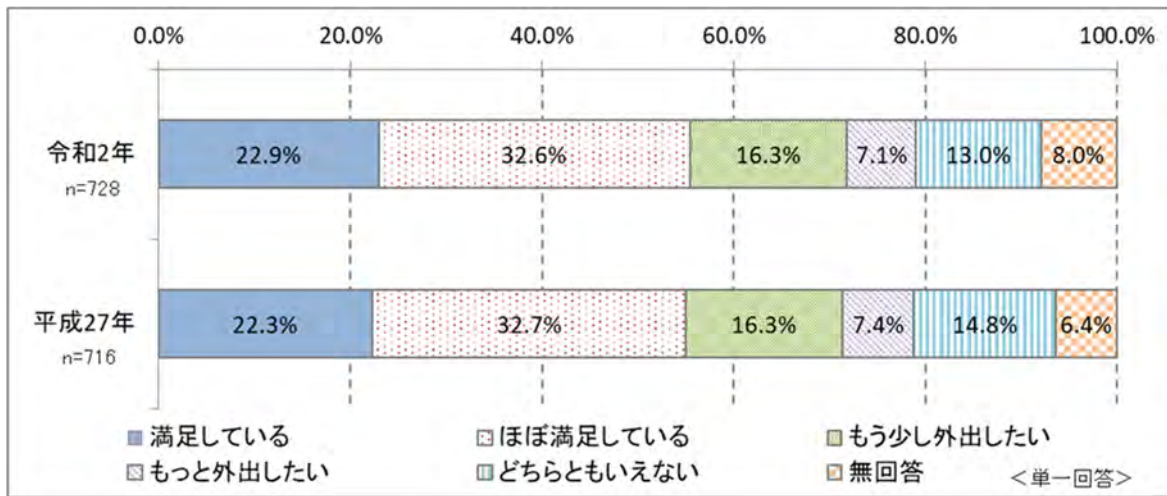
### ア 外出状況について

《問》今の外出状況に満足していますか？（1つに○）

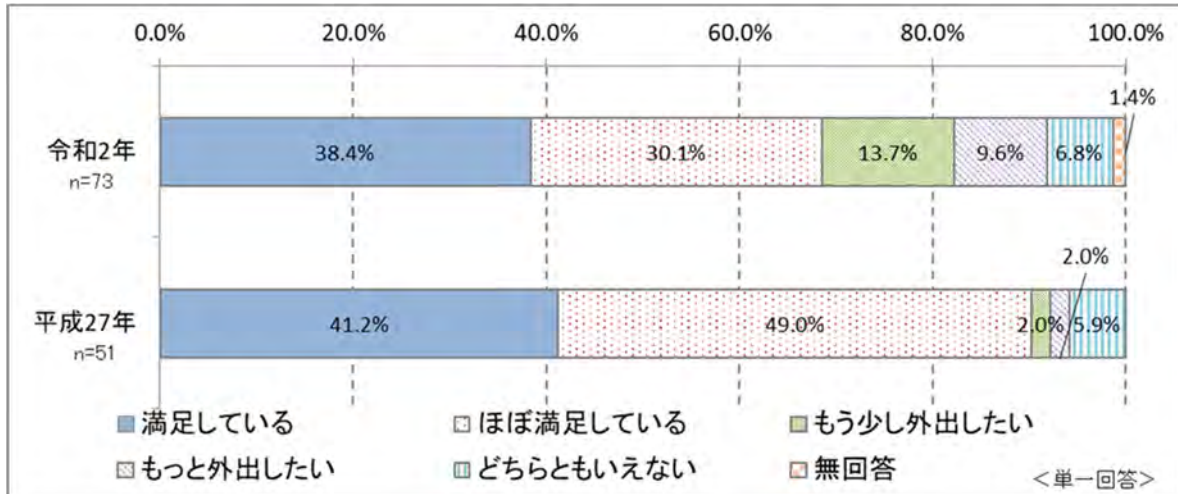
《経年比較》

- ・高齢者・障がい者では満足度に大きな変化はありません。
- ・子育て中の親では、「満足している」「ほぼ満足している」を合わせると、令和2年では68.5%、平成27年では90.2%で、21.7ポイントの減少となっています。

#### 高齢者・障がい者



#### 子育て中の親



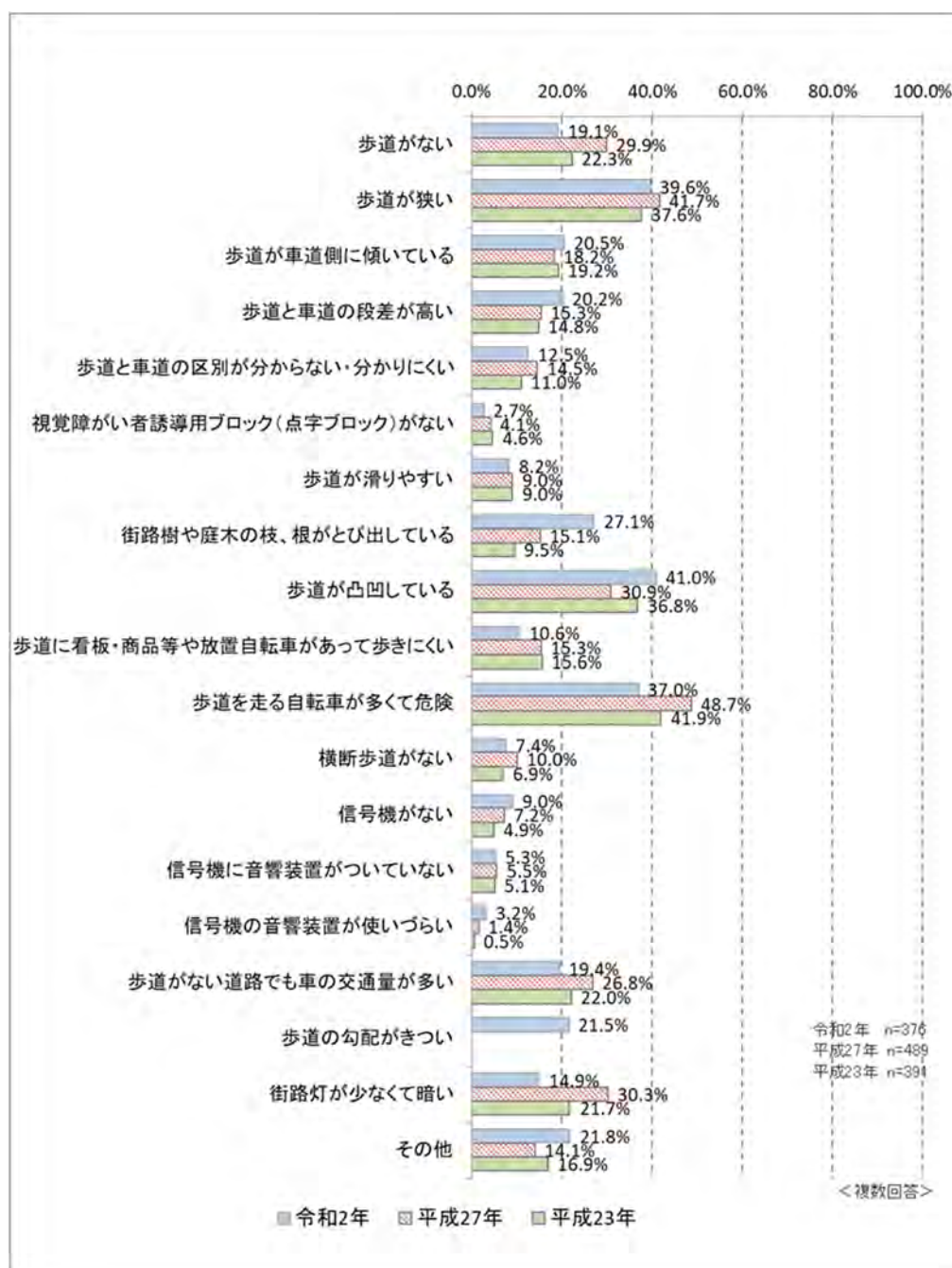
## イ 道路について

《問》問題や不便を感じている箇所はありますか？ある場合にはその理由を教えてください。（2～20 いくつでも○）

《経年比較》

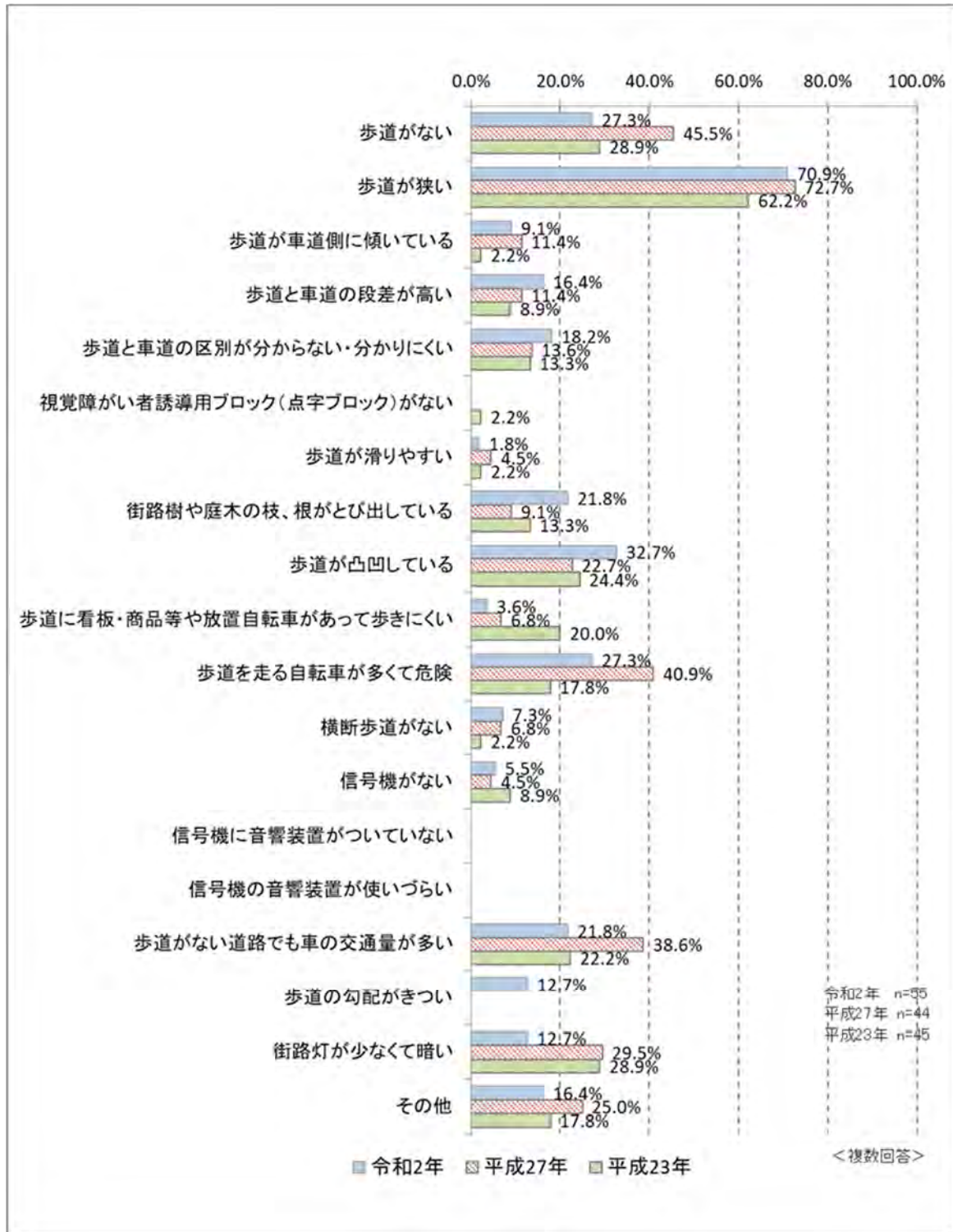
- ・高齢者・障がい者では、回答数の多かった「歩道が凸凹している」について、平成 27 年は 30.9%、平成 23 年は 36.8% で 5.9 ポイントの減少、令和 2 年では 41.0% で平成 27 年から 10.1 ポイントの増加となっています。
- ・子育て中の親では、回答数の多かった「歩道が狭い」について、平成 27 年は 72.7%、平成 23 年は 62.2% で 10.5 ポイントの増加、令和 2 年では 70.9% で平成 27 年から 1.8 ポイントの減少となっています。

### 高齢者・障がい者





## 子育て中の親

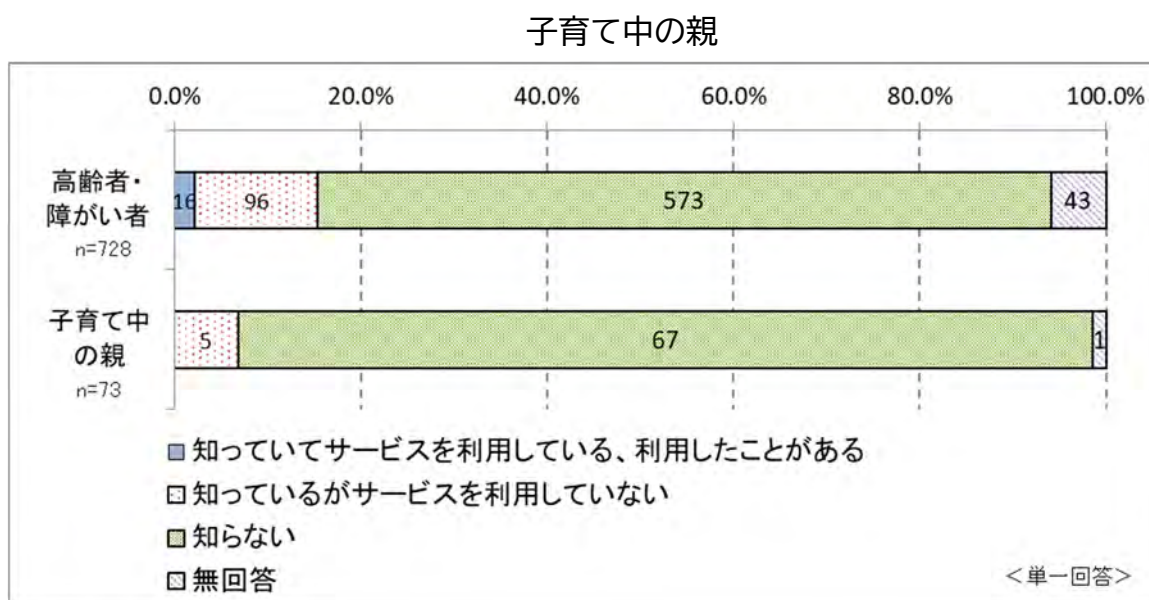


※選択肢「歩道が狭い」「歩道と車道の段差が高い」の平成 23、27 年においては、その年の調査の選択肢「道路が狭い」「横断歩道部分の歩道と車道の段差が高い」の回答をそれぞれ集計しています。また、平成 23、27 年は選択肢「歩道の勾配がきつい」を設けていないため、当該選択肢は令和 2 年のみを集計しています。なお、平成 23、27 年と同じ条件で比較するため、「特に問題や不便を感じている箇所はない」と無回答を除いた数を母数として割合を算出しています。

## ウ 町田市福祉輸送サービス共同配車センターについて

《問》町田市福祉輸送サービス共同配車センターをご存知ですか。(1つに○)

- ・高齢者・障がい者では「知っているサービスを利用している、利用したことがある」が16人(2.2%)となっています。子育て中の親は「知っているサービスを利用している、利用したことがある」が0人となっています。



## エ 公共施設について

《問》公共施設を利用する際に、問題や不便と感じている箇所はありますか？(2～27はいくつでも○)

《経年比較》

- ・高齢者・障がい者、子育て中の親ともに「特に問題や不便を感じない」の割合が増加傾向にあります。
- ・問題点として回答数の多かった「施設に駐車スペースが少ない」について、高齢者・障がい者では平成27年は8.4%、平成23年は10.4%で2.0ポイントの減少、令和2年では6.3%で平成27年から2.1ポイントの減少となっています。
- ・子育て中の親では、平成27年は22.4%、平成23年は36.8%で14.4ポイントの減少、令和2年では12.5%で平成27年から9.9ポイントの減少となっています。

## 高齢者・障がい者



## 子育て中の親



※平成 23、27 年は選択肢「施設の中に音声案内がない・聞こえにくい」「施設の中に点字ブロックや点字案内がない」「みんなのトイレ（車椅子利用者用トイレ含む）が狭い」を設けていないため、当該選択肢は令和 2 年のみを集計しています。

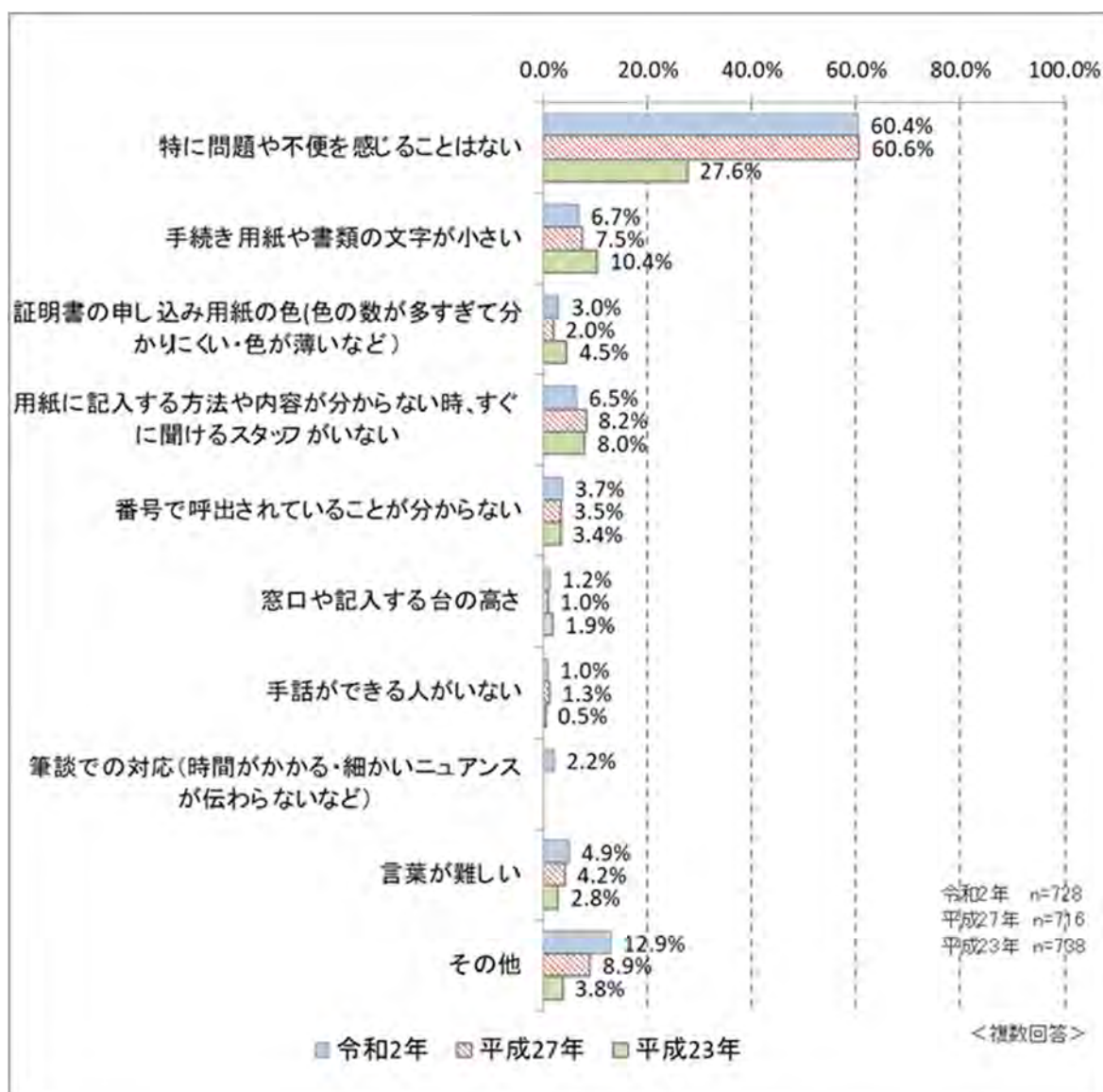
## オ 窓口対応などのコミュニケーションについて

《問》市役所の窓口対応や手続きをする際に問題や不便を感じることはありますか？（2～9はいくつでも○）

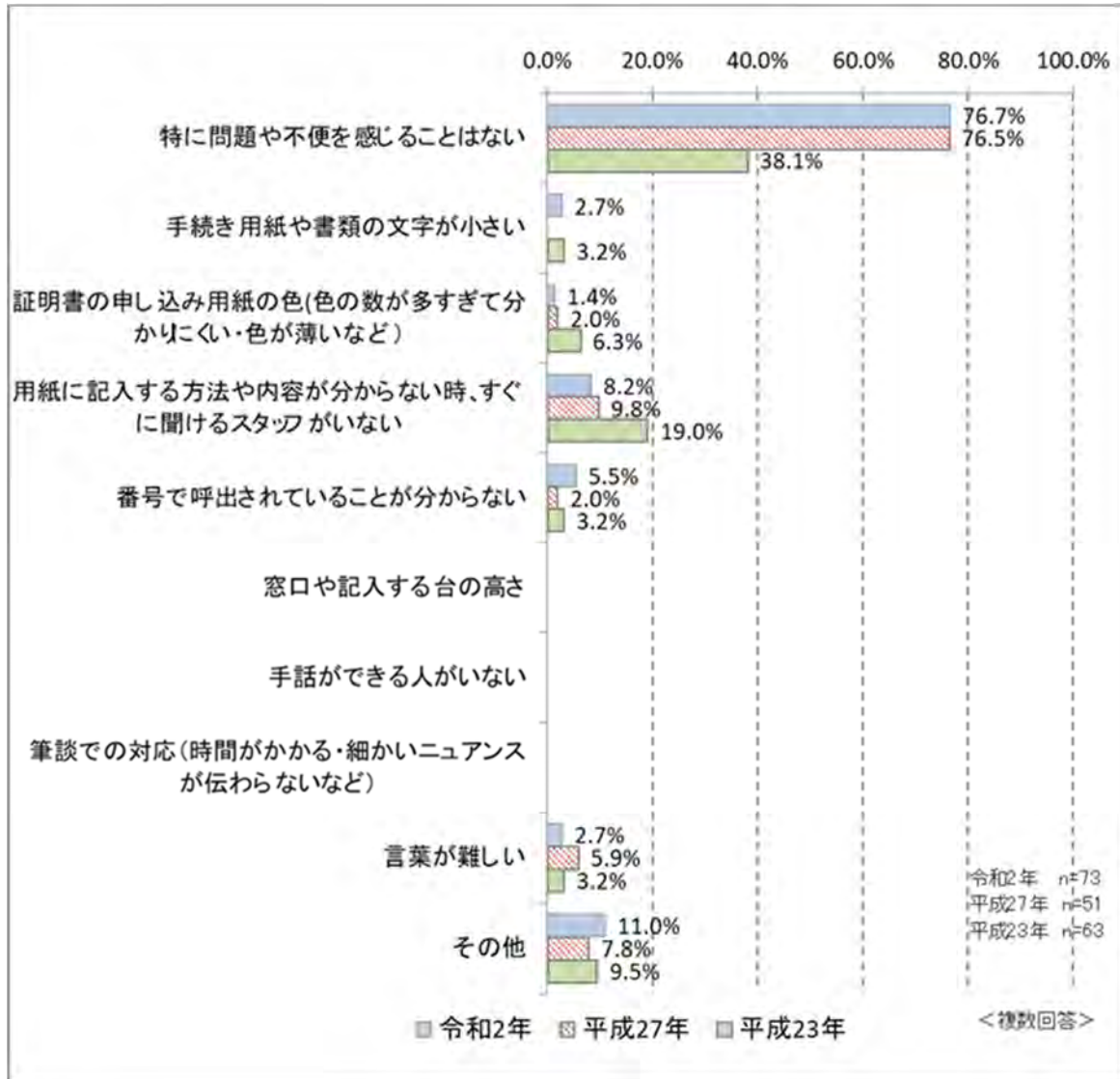
《経年比較》

- ・高齢者・障がい者では、問題点として回答数の多かった「手続き用紙や書類の文字が小さい」の割合が平成27年では7.5%、平成23年は10.4%で2.9ポイントの減少、令和2年では6.7%で平成27年から0.8ポイントの減少となっています。
- ・子育て中の親では、問題点として回答数の多かった「用紙に記入する方法や内容が分からない時、すぐに聞けるスタッフがいない」の割合が平成27年は9.8%、平成23年は19.0%で9.2ポイントの減少、令和2年では8.2%で平成27年から1.6ポイントの減少となっています。

### 高齢者・障がい者



## 子育て中の親



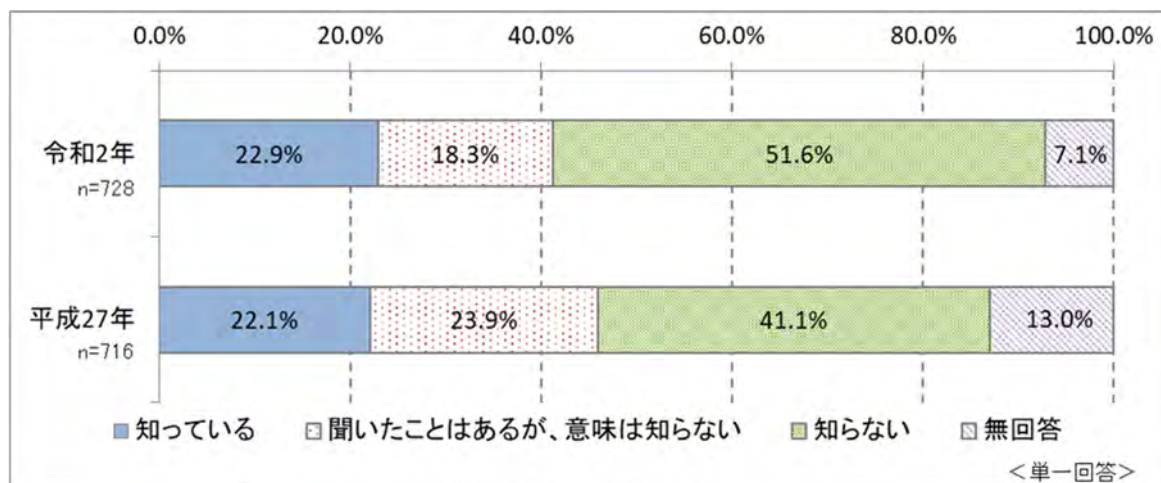
## カ 心のバリアフリーについて

《問》「心のバリアフリー」をご存知ですか？（1つに○）

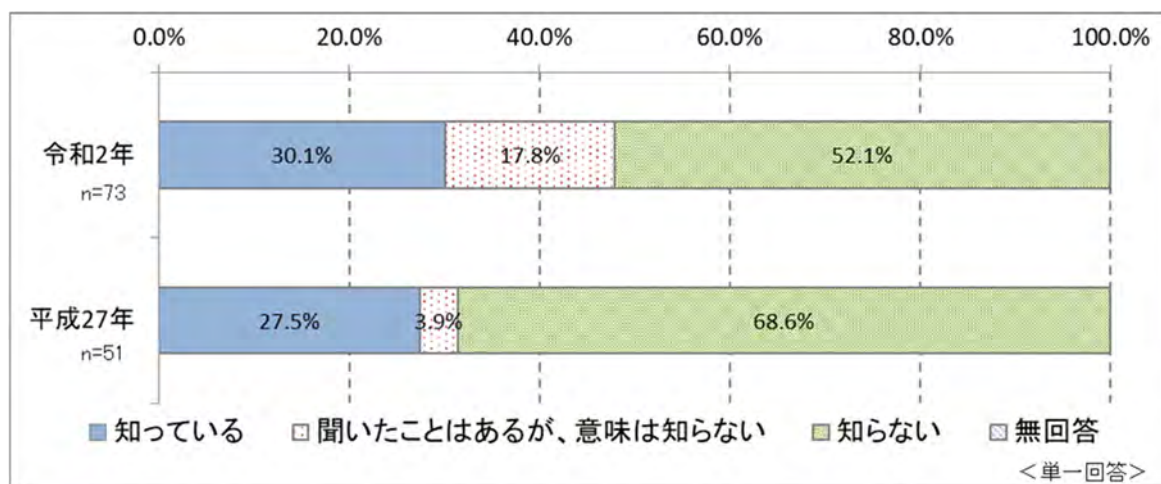
《経年比較》

- ・「知っている」の割合は、高齢者・障がい者では令和2年が22.9%、平成27年が22.1%で0.8ポイント増加しており、子育て中の親では令和2年が30.1%、平成27年が27.5%で2.6ポイントの増加となっています。

### 高齢者・障がい者



### 子育て中の親



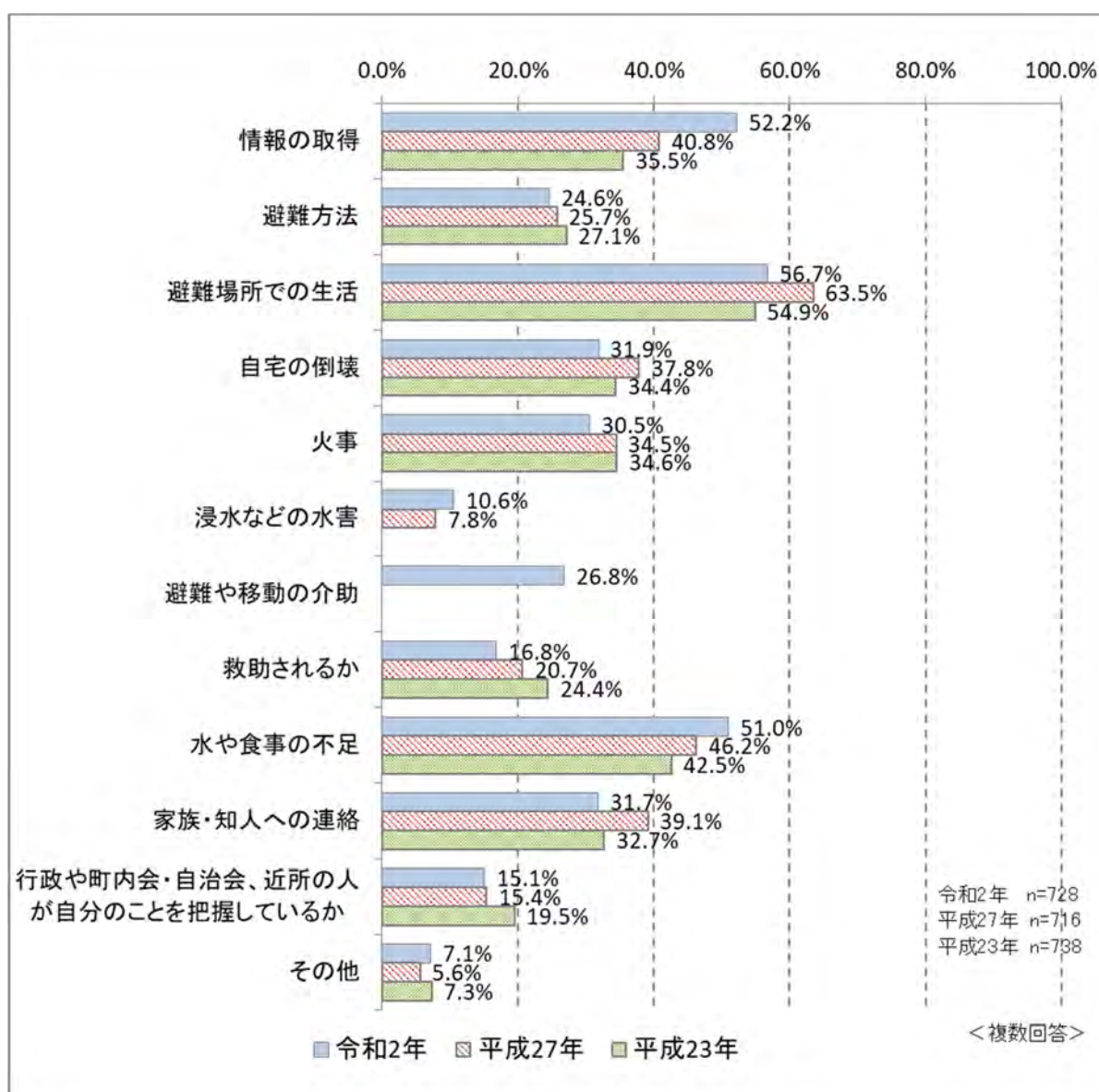
## キ 災害や緊急時について

《問》災害や緊急時（地震災害、風水害、火災、大規模事故、感染症の発生等）に不安なことは何ですか？（いくつでも○）

《経年比較》

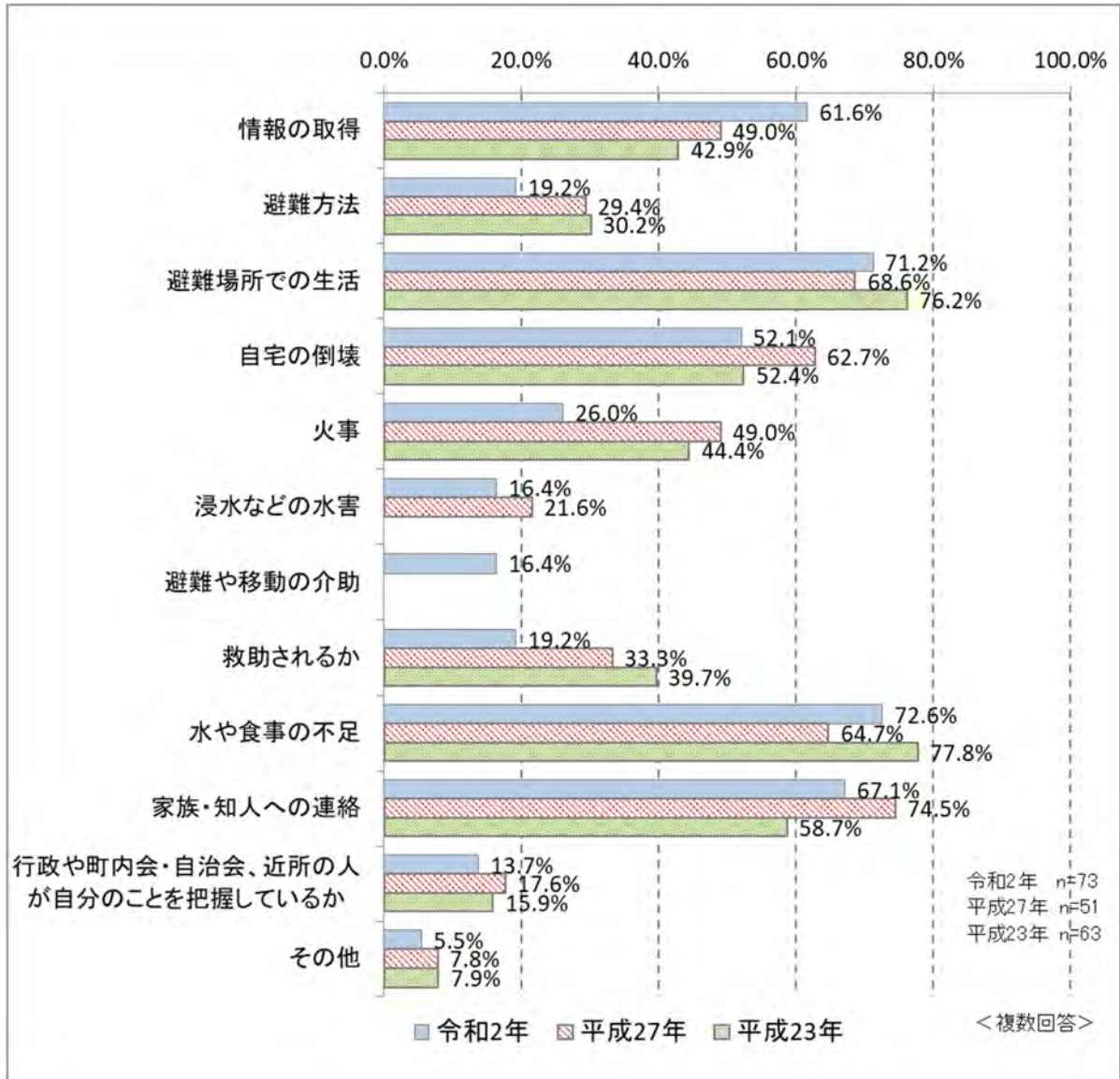
- ・高齢者・障がい者では、回答数の多かった「避難場所での生活」の割合が、平成27年では63.5%、平成23年では54.9%で8.6ポイントの増加、令和2年では56.7%で平成27年より6.8ポイントの減少となっています。
- ・子育て中の親では、回答数の多かった「水や食事の不足」の割合が、平成27年では64.7%、平成23年では77.8%で13.1ポイントの減少、令和2年では72.6%で平成27年より7.9ポイントの増加となっています。

### 高齢者・障がい者





## 子育て中の親



※平成 23、27 年は選択肢「避難や移動の介助」を設けていないため、当該選択肢は令和 2 年のみを集計しています。

## ク パンフレット等の認知度について

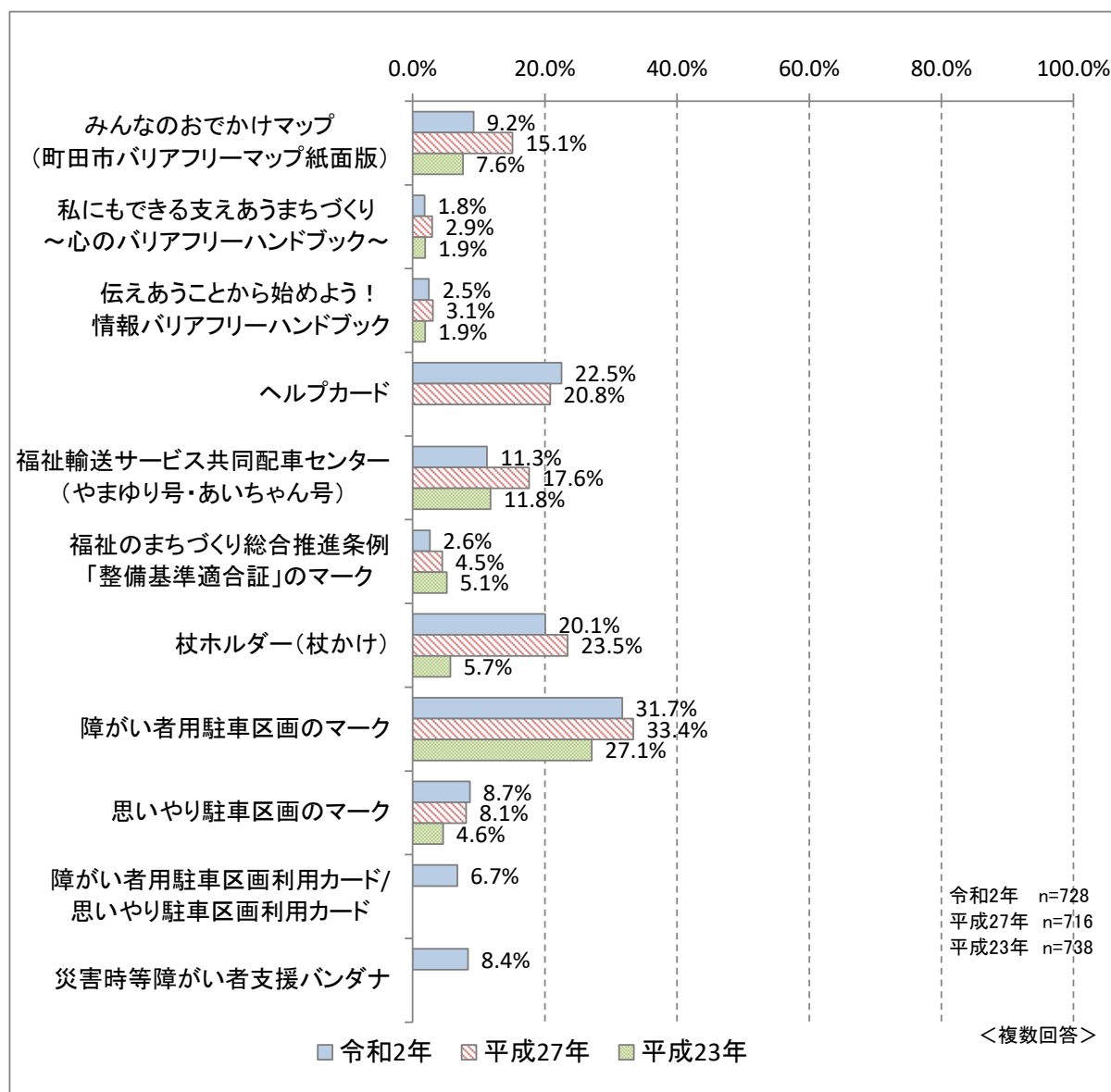
《問》町田市が発行しているパンフレット及び町田市の取組について知っているものを教えてください。(いくつでも○)

《経年比較》

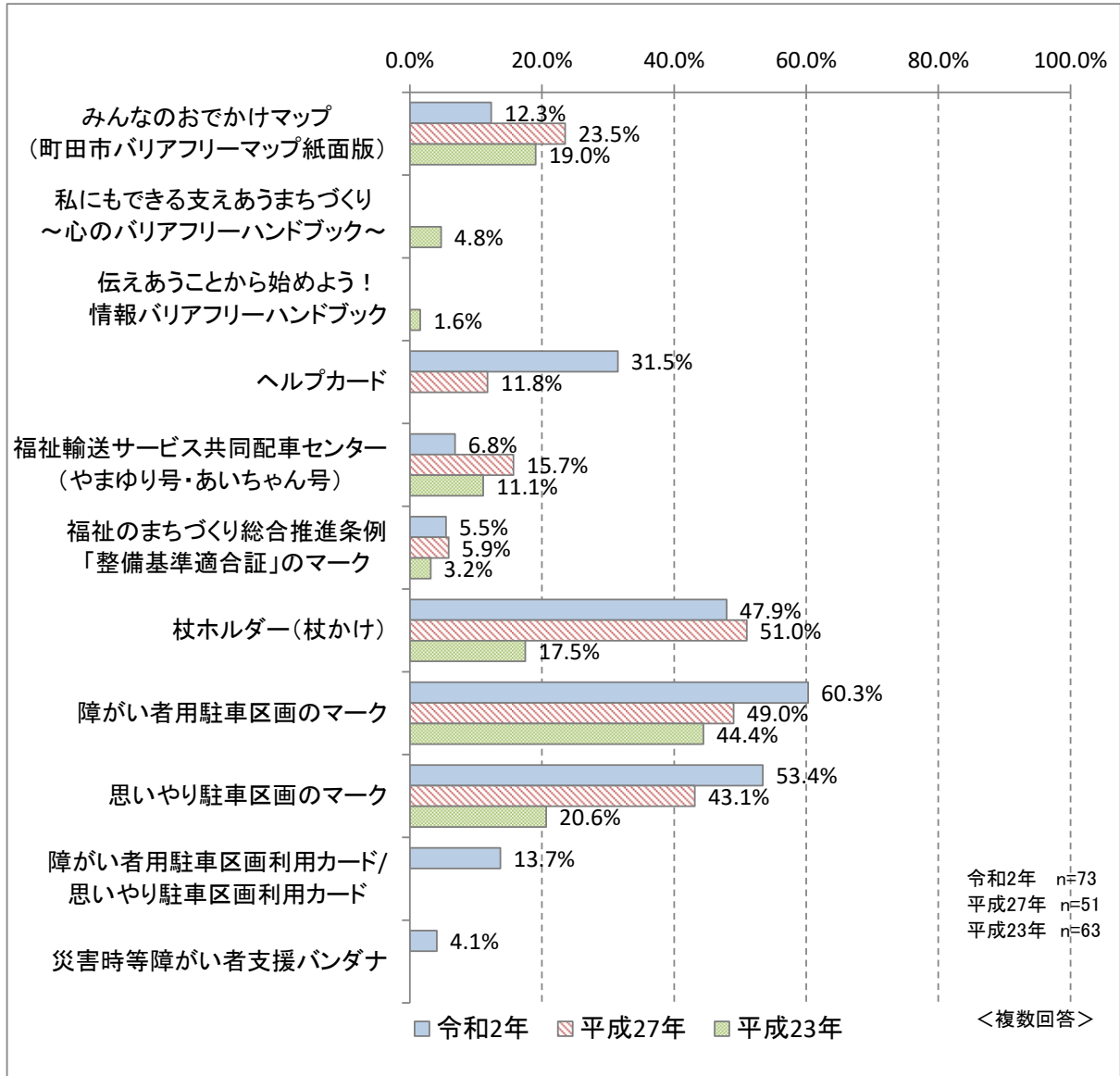
- ・高齢者・障がい者では、「ヘルプカード」「思いやり駐車区画のマーク」の割合が増加傾向にあります。また、子育て中の親では、「ヘルプカード」「障がい者用駐車区画のマーク」「思いやり駐車区画のマーク」が増加傾向にあります。
- ・一方で、「みんなのおでかけマップ」や「心のバリアフリーハンドブック」では、高齢者・障がい者、子育て中の親ともに、令和2年の割合が平成27年と比べて減少しています。



### 高齢者・障がい者



## 子育て中の親



※平成 23、27 年は選択肢「障がい者用駐車区画利用カード/思いやり駐車区画利用カード」「災害時等障がい者用バンダナ」を設けていないため、当該選択肢は令和 2 年のみを集計しています。

## 資料3

# まちだユニバーサル社会推進計画

## (第3次町田市福祉のまちづくり推進計画) 策定までの経緯

第9期・第10期・第11期町田市福祉のまちづくり推進協議会の活動及び計画策定の検討経過は次のとおりです。

### 1 町田市福祉のまちづくり推進協議会

	開催日・場所	検討概要等
第9期 第1回	2017年8月22日 町田市庁舎3階 3-1会議室	・第1次町田市福祉のまちづくり推進計画事業評価のまとめについて
第9期 第2回	2018年3月6日 町田市庁舎3階 3-2・3-3会議室	・南町田駅周辺地区バリアフリー基本構想(案)について
第9期 第3回	2019年1月18日 町田市庁舎2階 2-1会議室	・町田市バリアフリー基本構想について
第10期 第1回	2019年7月23日 町田市庁舎3階 3-1会議室	・「町田市バリアフリー基本構想の改定」について ・次期計画の策定について
第10期 第2回	2020年1月28日 町田市庁舎3階 3-1会議室	・鶴川駅周辺地区バリアフリー基本構想(案)について ・第2次町田市福祉のまちづくり推進計画の期間延長について ・第2次町田市福祉のまちづくり推進計画の評価の進め方について ・(仮称)第3次町田市福祉のまちづくり推進計画の策定スケジュール(案)について
第10期 第3回	2020年7月9日 書面による調査審議	・「福祉のまちづくりに関する市民アンケート」について
第10期 第4回	2021年1月29日 リモートによる開催 (町田市庁舎3階 3-1会議室)	・町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則の改正及び整備基準等マニュアルの改訂について ・「福祉のまちづくりに関する市民アンケート」結果について ・外部評価の視点等について
第11期 第1回	2021年11月15日 リモートによる開催 (玉川学園コミュニティセンター)	・「第2次町田市福祉のまちづくり推進計画」外部評価について ・次期計画の方向性について
第11期 第2回	2022年3月8日 リモートによる開催 (町田市庁舎9階 9-2会議室)	・「(仮称)まちだユニバーサル社会推進計画(第3次町田市福祉のまちづくり推進計画)」策定の方向性について

	開催日・場所	検討概要等
第11期 第3回	2022年5月27日 リモートによる開催 (町田市庁舎10階 10-4会議室)	・「第2次町田市福祉のまちづくり推進計画」の課題から次期計画への展開について
第11期 第4回	2022年8月17日 リモートによる開催 (町田市庁舎10階 10-2・10-3会議室)	・「(仮称)まちだユニバーサル社会推進計画(第3次町田市福祉のまちづくり推進計画)」素案について
第11期 第5回	2022年11月16日 リモートによる開催 (町田市庁舎2階 2-1会議室)	・市民意見募集の実施結果について ・答申案について ・答申書(案)について



2022年3月8日  
高橋副市長から川内協議会会長へ諮問



2022年5月27日  
第11期第3回協議会の様子



2022年11月16日  
第11期第5回協議会の様子



2022年11月29日  
川内協議会会長から石阪市長へ答申

## 2 バリアフリー部会

	開催日・場所	検討概要等
第19回	2017年8月22日 町田市庁舎3階 3-1会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>町田市バリアフリー基本構想の改定について</li> <li>南町田駅周辺地区における重点整備地区及び生活関連経路等の見直し（案）について</li> <li>現地調査計画（案）について</li> </ul>
第20回	2017年12月25日 町田市庁舎2階 2-1会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>町田市バリアフリー基本構想の進行管理について</li> <li>南町田駅周辺地区バリアフリー基本構想の改定について</li> </ul>
第21回	2018年1月30日 町田市庁舎2階 2-1会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>第20回バリアフリー部会における主な意見と宿題事項について</li> <li>南町田駅周辺地区バリアフリー基本構想（素案）について</li> </ul>
第22回	2018年3月6日 町田市庁舎3階 3-2・3-3会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>南町田駅周辺地区バリアフリー基本構想【改訂版】（案）について</li> </ul>
第23回	2018年8月21日 町田市庁舎3階 3-1会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>2018年度町田市バリアフリー基本構想の改定スケジュールについて</li> <li>玉川学園前駅周辺地区・つくし野駅周辺地区における重点整備地区及び生活関連経路等の見直し（案）について</li> <li>現地調査計画（案）について</li> </ul>
第24回	2018年11月21日 なるせ駅前市民センター 第1会議室A・B	<ul style="list-style-type: none"> <li>まち歩き現地調査点検結果について</li> <li>主な問題点・課題の整理及び事業者調整結果について</li> <li>玉川学園前駅周辺地区及びつくし野駅周辺地区バリアフリー基本構想改定版（素案）について</li> </ul>
第25回	2019年2月19日 町田市庁舎2階 2-1会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民意見募集結果について</li> <li>つくし野駅周辺地区及び玉川学園前駅周辺地区バリアフリー基本構想改定版（素案）について</li> <li>鶴川駅周辺地区バリアフリー基本構想の重点整備地区の区域変更について</li> </ul>
第26回	2019年7月23日 町田市庁舎3階 3-1会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019年度町田市バリアフリー基本構想の改定スケジュールについて</li> <li>鶴川駅周辺地区における重点整備地区及び生活関連経路等の見直し（案）について</li> <li>現地調査計画（案）について</li> </ul>
第27回	2019年10月28日 町田市庁舎3階 3-1会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>まち歩き現地調査点検結果について</li> <li>主な問題点・課題の整理及び事業者調整結果について</li> <li>鶴川駅周辺地区バリアフリー基本構想改定版（素案）について</li> </ul>
第28回	2020年1月28日 町田市庁舎3階 3-1会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民意見募集結果について</li> <li>鶴川駅周辺地区バリアフリー基本構想改定版（素案）について</li> </ul>

## 第11期町田市福祉のまちづくり推進協議会委員名簿

2021年11月15日～2023年3月31日

区分	氏名	所属
学識	◎川内 <small>かわうち よしひこ</small> 美彦	東洋大学人間科学総合研究所
学識	○佐藤 <small>さとう かつし</small> 克志	日本女子大学家政学部住居学科
事業者	よしうら <small>よしうら かずゆき</small> 吉浦 和幸	町田市法人立保育園協会
事業者	いとう <small>いとう ちかこ</small> 井藤 親子	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 地域福祉課
事業者	いのうえ <small>いのうえ ひろみ</small> 井上 廣美	NPO法人 町田ハンディキャブ友の会
事業者	いとう <small>いとう なおみ</small> 伊藤 直美	一般社団法人 東京都建築士事務所協会 町田支部
事業者	たかもと <small>たかもと あきお</small> 高本 明生	NPO法人 町田すまいの会
市民	いそやま <small>いそやま つよし</small> 磯山 毅	NPO法人 町田市精神障害者さるびあ会
市民	い <small>い へんぐえん</small> 李 幸宏	町田市身体障害者福祉協会
市民	かざま <small>かざま さちこ</small> 風間 幸子	町田市身体障害者福祉協会
市民	ささき <small>ささき ゆきお</small> 佐々木 幸男	町田市老人クラブ連合会
市民	きたじま <small>きたじま りーな</small> 北島 リーナ	町田市聴覚障害者協会
市民	つちだ <small>つちだ ゆきこ</small> 土田 由紀子	町田サファイアクラブ（障がい者の親・ネットワーク）
行政	こんの <small>こんの ゆうこ</small> 金野 佑子	東京都福祉保健局生活福祉部計画課

◎会長 ○職務代理

## 資料4

# まちだユニバーサル社会推進計画

## (第3次町田市福祉のまちづくり推進計画)の推進事業について

### 1 2022年度の推進事業概要(「第2次計画」から継続する事業のみ実施)

推進分野	推進事業 (◆:重点事業)
<p>1. 施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備の推進</p> <p>駅周辺地区の面的整備のほか、市の施設、道路、公園など都市基盤の整備を行います。また、住宅や店舗等のバリアフリーを推進します。</p>	<p>◆(1) バリアフリー基本構想の進行管理事業 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき策定した、バリアフリー基本構想の進行管理を行い、駅施設及び周辺の道路などのバリアフリー整備を推進</p>
	<p>(2) 福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度普及啓発事業 福祉のまちづくり総合推進条例の周知徹底、及び、条例の基準に基づき整備された施設を証する適合証交付施設の普及</p>
	<p>(3) 市の新築建築物のユニバーサルデザインによる整備事業 ユニバーサルデザインによる整備を推進するとともに、整備の質の向上を図るため、市民参加やニーズを反映できる仕組みを検討</p>
	<p>(4) 市の既存建築物のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 既存の建物の改修など、整備を推進するとともに、より多様な方が利用しやすいものとなるよう、市民参加やニーズの反映できる仕組みを検討</p>
	<p>(5) バリアフリー化整備資金に係る利子助成事業 市内の中小企業者に対し、店舗等のバリアフリー化に係る資金について、利子の全額を助成</p>
	<p>(6) 住宅バリアフリー化改修工事助成事業 手すりの設置や床段差の解消等、所有する住宅の改修を行う市民に対し、改修に係る資金の一部を助成</p>
	<p>(7) 住宅改修アドバイザー派遣事業 介護認定・障がい認定を受けた市民が、居住する住宅の改修を行う際、適切な改修を行うためその依頼に基づき建築士や理学療法士、作業療法士の専門家を派遣</p>
	<p>(8) 共同配車センターの運営補助事業 より多くの移動困難な高齢者、障がい者などが利用できるよう、福祉輸送サービスの周知や支援を行う</p>
	<p>(9) 地域コミュニティバスの運行補助事業 交通空白地区における交通手段の確保のためのコミュニティバスの検討及び助成</p>
	<p>(10) 歩道のバリアフリー改善整備(歩道整備) 安全で安心して歩ける歩行空間の形成</p>
	<p>(11) 無電柱化推進事業 電柱の無い良好な景観や、災害に強い街並みの形成</p>
	<p>(12) 歩道舗装補修事業 街路樹の根上りの解消に向けた歩道舗装補修工事の実施</p>



推進分野	推進事業（◆：重点事業）
	(13) 公園等における市民活動団体等の育成事業 緑地保全や公園の清掃等を行う団体への支援等
	(14) 自転車等駐車場の整備事業 駅周辺の自転車等駐車場の整備
	(15) 公共トイレ計画推進事業 いつでもどこでもトイレを利用できる環境の整備
<p><b>2. 情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進</b></p> <p>広報紙、冊子、音声、掲示板、インターネットを始めとする多様なツールを充実させ、高齢者、障がい者を始めとする全ての人々が、簡単かつ効率よく、まちに関する情報を得られる環境づくりや情報を共有できる仕組みづくりを推進します。</p>	<p>◆(16) 市からの情報発信のバリアフリー化推進事業 だれもが必要なときに必要な情報を得られるよう、市のさまざまな情報の発信におけるルールを検討</p> <p>(17) 手話通訳者・要約筆記者の派遣事業 聴覚障がいのある方へのコミュニケーション支援</p> <p>(18) 「高齢者のための暮らしのてびき」作成 高齢者に関わる支援制度等を掲載した情報冊子の発行</p> <p>(19) 「障がい者サービスガイドブック」の作成 障がい者に関わる福祉サービス情報等を掲載した情報冊子の発行</p> <p>(20) 「まちだ子育てサイト」による子育て情報の発信 子育てに関する情報やイベント情報などを発信</p> <p>(21) 「みんなのおでかけマップ」の整備事業 市内の主要施設のみんなのトイレ、子育て支援設備の情報の発信、発信方法の見直し</p> <p>(22) 町田駅周辺駐輪場マップの作成 安全な道路環境を維持するための情報の提供</p>
<p><b>3. 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進</b></p> <p>高齢者、障がい者、子ども、妊産婦、外国人など、人々の多様性に互いに気付き、思いやりのあるやさしいまちづくりを推進します。</p>	<p>◆(23) 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発事業 市内各地域等を対象とした、心や情報のバリアフリー、ユニバーサルデザイン啓発事業</p> <p>(24) 「心のバリアフリーハンドブック」の活用事業 心のバリアフリー啓発冊子を活用し、学校の授業など広く障がい者理解等の啓発を行う</p> <p>(25) 市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進 総合的な学習の時間や、道徳、社会科の時間を利用し「心のバリアフリーハンドブック」等を参考に、車椅子体験や障がいのある方から直接お話を聞くなど、思いやる心を学び、そして助け合いの気持ちを育てていく</p> <p>(26) 交通安全教育の実施 交通マナー向上のための普及啓発活動の実施</p> <p>(27) 「まちだの福祉」講座運営事業 「市民大学HATS」における福祉講座の開催による、高齢者の生活や障がいへの理解促進、ボランティア人材の育成、共に暮らす地域づくりの促進</p> <p>(28) 「障がい者青年学級」運営事業 障がいのある青年を対象とした青年学級活動の推進</p> <p>(29) 市職員の心のバリアフリー研修事業 市職員への、心のバリアフリー啓発、高齢者、障がい者を始めとする多様な市民に対する基本的な接遇などの研修の計画的実施</p>

## 2 2022年度推進事業と2023年度から2026年度推進事業の一覧

### ■2022年度 推進事業

#### 《推進分野1》施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備の推進

- 1 【重点事業】バリアフリー基本構想の進行管理事業
- 2 福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度普及啓発事業
- 3 市の新築建築物のユニバーサルデザインによる整備事業
- 4 市の既存建築物のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
- 5 バリアフリー化整備資金に係る利子助成事業（事業終了）
- 6 住宅バリアフリー化改修工事助成事業
- 7 住宅改修アドバイザー派遣事業
- 8 共同配車センターの運営補助事業
- 9 地域コミュニティバスの運行補助事業
- 10 歩道のバリアフリー改善整備（歩道整備）
- 11 無電柱化推進事業
- 12 歩道舗装補修事業
- 13 公園等における市民活動団体等の育成事業
- 14 自転車等駐車場の整備事業
- 15 公共トイレ計画推進事業

統合

統合

変更

統合

統合

#### 《推進分野2》情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

- 16 【重点事業】市からの情報発信のバリアフリー化推進事業
- 17 手話通訳者・要約筆記者の派遣事業
- 18 「高齢者のための暮らしのてびき」作成
- 19 「障がい者サービスガイドブック」の作成
- 20 「まちだ子育てサイト」による子育て情報の発信
- 21 「みんなのおでかけマップ」の整備事業
- 22 町田駅周辺駐輪場マップの作成

統合

変更

#### 《推進分野3》心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

- 23 【重点事業】心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発事業
- 24 「心のバリアフリーハンドブック」の活用事業
- 25 市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進
- 26 交通安全教育の実施
- 27 「まちだの福祉」講座運営事業
- 28 「障がい者青年学級」運営事業
- 29 市職員の心のバリアフリー研修事業

統合

統合

## ■ 2023年～2026年度 推進事業

- 1 【重点事業】 バリアフリー基本構想の進行管理
- 2 【重点事業】 福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度の普及啓発
- 3 バリアフリー、ユニバーサルデザインによる市の建築物の整備
- 新規 4 ユニバーサルデザインによる市立学校の教育環境整備
- 5 歩道のバリアフリー改善整備（歩道整備・舗装補修）
- 6 放置自転車対策
- 7 バリアフリー、ユニバーサルデザインによる公園の整備
- 8 公共トイレ計画の推進
- 9 住宅バリアフリー化改修工事の助成・住宅改修アドバイザーの派遣
- 10 交通環境・地域で支える交通（移動支援）の整備
- 11 共同配車センターの運営

《推進分野1》  
施設等整備の  
ユニバーサルデザイン  
の推進

- 12 【重点事業】 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発
- 13 市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進
- 新規 14 福祉教育の実施
- 15 生涯学習におけるユニバーサルデザインの啓発
- 16 市職員の心のバリアフリー研修の実施
- 17 交通安全情報の発信及び交通安全学習の充実
- 18 【重点事業】 情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
- 19 手話通訳者・要約筆記者の派遣
- 20 「高齢者のための暮らしのてびき」及び「障がい者サービスガイドブック」の作成
- 21 「まちだ子育てサイト」による子育て情報の発信
- 新規 22 図書館サービスのユニバーサルデザイン整備
- 23 「町田市バリアフリーマップ」の整備

《推進分野2》  
心と情報の  
ユニバーサルデザイン  
の推進

- 新規 24 【重点事業】 避難施設のユニバーサルデザイン整備
- 新規 25 避難行動要支援者名簿の作成
- 新規 26 二次避難施設（福祉避難所）の確保
- 新規 27 避難経路等のユニバーサルデザイン整備
- 新規 28 避難輸送の体制整備
- 新規 29 防災情報のユニバーサルデザイン整備
- 新規 30 災害時における社会福祉施設等の情報共有体制整備

《推進分野3》  
災害対策の  
ユニバーサルデザイン  
の推進

- 新規 イ ユニバーサル社会推進の広報・PR
- 新規 □ 市民等との協働による事業の推進

# 資料5 町田市福祉のまちづくり総合推進条例

平成5年12月24日  
条例第42号

地域福祉部福祉総務課

改正 平成8年9月30日条例第23号

平成10年12月28日条例第31号

平成11年6月30日条例第17号

平成13年3月30日条例第6号

平成13年6月27日条例第22号

平成13年12月27日条例第30号

平成15年3月31日条例第21号

平成22年3月29日条例第2号

注 平成15年3月から改正経過を注記した。

## 目次

### 前文

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 福祉のまちづくりを推進するための基本的事項
  - 第1節 健康の確保（第9条—第11条）
  - 第2節 社会参加の促進（第12条—第17条）
  - 第3節 情報、心のバリアフリー、サービス等に係る取組（第18条—第24条）
- 第3章 推進計画の策定（第25条・第26条）
- 第4章 都市施設等の整備
  - 第1節 都市施設の整備（第27条—第30条）
  - 第2節 特定都市施設の整備（第31条—第41条）
  - 第3節 駐車区画の整備等（第42条・第43条）
  - 第4節 車両等の整備（第44条・第45条）
  - 第5節 住宅等の整備（第46条—第48条）
- 第5章 福祉のまちづくり推進協議会（第49条）
- 第6章 雑則（第50条）

### 附則

## 前文

すべての人が、ひとりの人間として尊重され、社会参加の機会を平等に持つことにより自己実現を果たせる社会を実現することは、私たちの願いであり、責務でもある。

町田市では、1974年（昭和49年）全国に先駆けて町田市の建築物等に関する福祉環境整備要綱を制定し、「車いすで歩けるまちづくり」を市政の基本として、高齢者、障がい者、妊産婦そして子どもたちと、すべての市民にとって住み

やすいまちづくりに努力してきたところである。

この要綱に基づく福祉のまちづくりは、事業者をはじめとする市民を強制するものではなく、公共の福祉の増進のための理解と協力を求める方法によって進められ、道路の段差解消、手すりの設置等において大きな成果を生むとともに、全国の自治体にも反響を呼び、福祉のまちづくりのモデルともなっている。

その後、1993年（平成5年）には、この条例を制定することにより、市内の建築物、道路等の施設のバリアフリー化等、福祉のまちづくりの先駆的な取組を行ってきた。

しかし、21世紀に入り、高齢化や少子化が一層進み、社会がこれまで以上に多様化している。こうした社会の変化を踏まえ、すべての人が基本的人権を尊重され、自らの意思で行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるよう、心のバリアフリーやユニバーサルデザインをはじめ、福祉のまちづくりを総合的に推進していくとともに、地域社会における連携を深め、相互に協力する必要がある。

さらなる未来に向けて、すべての人にとって住みやすいまちづくりを推進していくために、市民の総意で取り組む決意をもって、この条例を制定する。

## 第1章 総則

（平22条例2・全改）

### （目的）

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに果たすべき町田市（以下「市」という。）、市民及び事業者それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりを推進するための基本的事項を定めることにより、福祉のまちづく

りの総合的な推進を図り、もってすべての人が安心して快適に住み続けることのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

(平22条例2・全改)

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 心のバリアフリー 心の中にある先入観、偏見等の障壁を取り除き、すべての人の存在をお互いに理解し、支え合う考え方をいう。

(2) ユニバーサルデザイン 年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、すべての人が円滑に利用できるよう生活環境その他の環境を作り上げることを行う。

(3) 都市施設 病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、共同住宅、車両等(鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供する機器で市規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。以下同じ。)の駐車場を構成する施設、道路、公園その他の多数の者が利用する施設で規則で定めるものをいう。

(4) 特定都市施設 都市施設のうち、特に施設の整備を推進する必要があるもので、規則で定める種類及び規模のものをいう。

(平22条例2・全改・旧第1条の2線下・一部改正)

#### (市の基本的責務)

第3条 市は、この条例の趣旨にのっとり、福祉のまちづくりを推進するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 市は、市の行うすべての施策において、前項の施策を適切かつ確実に実施するために必要な措置を積極的に講じなければならない。

(平22条例2・全改・旧第2条線下)

#### (施策の基本的方針)

第4条 前条第1項の施策は、次に掲げる基本的方針に基づき策定されなければならない。

(1) すべての市民がひとりの人間としての自主性を尊重されること。

(2) すべての市民が自立して、共に暮らすことができる豊かな地域社会づくりを推進すること。

(3) すべての市民の自由な社会参加を促すための支援を行うこと。

(4) すべての市民が自らの意思で自由に行動でき、及び安心して生活できる都市環境整備を推進すること。

(平22条例2・全改・旧第3条線下)

#### (市民の権利と基本的責務)

第5条 市民は、法令、条例、規則等の定めるところにより実施される、福祉に関する各種のサービスを等しく受ける権利を有するとともに、当該サービスに相当する負担を負わなければならない。

(平22条例2・全改・旧第4条線下)

#### (事業者の基本的責務)

第6条 事業者は、地域社会の一員であることを自覚し、その事業活動が地域社会に密接な影響を与えることに配慮し、積極的に福祉のまちづくりの推進に努めるとともに、市長が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(平22条例2・全改・旧第5条線下)

#### (地域社会における連帯の形成)

第7条 市民は、地域社会の一員であることを自覚し、相互の交流を深めることにより、地域社会における連帯(以下「地域連帯」という。)の形成に努めていかななければならない。

(平22条例2・全改・旧第6条線下)

#### (事業者による地域連帯の形成に関する協力)

第8条 事業者は、地域連帯の形成を促進するため、その有する人材、資力又はその所有若しくは管理に係る施設を提供するなど、地域への協力を努めなければならない。

(平22条例2・全改・旧第7条線下)

### 第2章 福祉のまちづくりを推進するための基本的事項

(平22条例2・全改)

#### 第1節 健康の確保

(平22条例2・全改)

#### (健康の保持増進)

第9条 市は、市民自らの健康づくりに関する意識の高揚を図るとともに、保健医療体制の充実及び良好な生活環境の維持により、市民の健康を保持し、かつ、増進するよう努めるものとする。

(平22条例2・全改・旧第8条線下)

#### (保健医療の充実)

第10条 市は、医師会その他の関係機関と連携し、健康教育の充実、健康増進体制の整備、医療機関の計画的な整備、救急医療体制の整備並びに高齢者及び障がい者をはじめとするすべ

ての人のための施設の整備等に努めるものとする。

(平22条例2・全改・旧第9条繰下)

#### (自主的な健康づくり)

第11条 市民は、健康に関する認識を高め、自らの健康状態を把握し、健康の保持増進に努めなければならない。

(平22条例2・全改・旧第10条繰下)

#### 第2節 社会参加の促進

(平22条例2・全改)

#### (生涯学習・文化活動の機会の保障)

第12条 市は、市民自らがその能力を開発し、又は社会に貢献することができるよう、生涯を通じて学習をする機会及び自由な文化活動を行う機会を設けるよう努めるものとする。

(平22条例2・全改・旧第11条繰下)

#### (子育て支援施策及び子育て支援環境の整備)

第13条 市は、将来を担う子どもたちの健やかな成長を支える施策の充実に積極的に取り組むとともに、男女が共に育児にかかわる子育て支援環境の整備に努めるものとする。

(平22条例2・全改・旧第11条の2繰下)

#### (就業機会の創出等)

第14条 事業者は、就業を希望する高齢者、障がい者等に対し、広く就業の機会を創出し、及び雇用関係を安定させるよう努めなければならない。

(平22条例2・全改・旧第12条繰下)

#### (就業対策の推進)

第15条 市は、高齢者、障がい者その他の就業が困難な者の就業機会の確保の支援、労働能力の開発、訓練施設の整備等に努めるものとする。

(平22条例2・全改・旧第13条繰下)

#### (高齢者、障がい者等の自立)

第16条 高齢者、障がい者等は、自らの能力を最大限に活用し、又は訓練することにより自立に努め、市長は、その自立を支援するよう努めるものとする。

(平22条例2・全改・旧第14条繰下)

#### (社会福祉施設を運営する者の責務)

第17条 社会福祉施設を運営する者は、入所者等と地域社会の関係が維持されるよう配慮するとともに、高齢者、障がい者等がその施設を利用できるよう努めなければならない。

(平22条例2・全改・旧第15条繰下)

#### 第3節 情報、心のバリアフリー、サー

#### ビス等に係る取組

(平22条例2・全改)

#### (安全で快適な利用等のための情報提供等)

第18条 市、市民及び事業者は、福祉のまちづくりを推進するため、相互に情報を提供し、情報の共有に努めるものとする。

2 市は、福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供並びに指導及び助言に努めるものとする。

3 市は、市民、事業者等が行う先導的な取組が福祉のまちづくりの推進に資すると認めるときは、その取組の普及に努めなければならない。

(平22条例2・全改・旧第15条の2繰下)

#### (心のバリアフリー及びユニバーサルデザインの普及及び啓発)

第19条 市は、福祉のまちづくりに関する意識の高揚を図るため、心のバリアフリーの普及及び啓発に努めるものとする。

2 市は、福祉のまちづくりに関する施策を推進するため、ユニバーサルデザインの普及及び啓発に努めるものとする。

(平22条例2・全改・旧第15条の3繰下)

#### (教育及び学習の振興等)

第20条 市は、福祉のまちづくりに関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民及び事業者が福祉のまちづくりに関する理解を深めるよう努めるものとする。

(平22条例2・全改・旧第15条の4繰下)

#### (身体障害者補助犬の周知)

第21条 市は、身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定するものをいう。)を同伴していること等を理由に、都市施設の利用を妨げられることのないよう、広く周知に努めるものとする。

(平22条例2・全改・旧第15条の5繰下・一部改正)

#### (在宅福祉サービスの提供)

第22条 市は、高齢者、障がい者その他の日常生活に支障のある市民に対し、在宅での生活を適切に支えるためのサービスを行うものとする。

(平22条例2・全改・旧第16条繰下)

#### (在宅福祉への理解と協力)

第23条 市民は、在宅福祉の重要性を認識し、高齢者、障がい者その他の日常生活に支障のあ

る市民の生活を支援するよう努めなければならない。

(平22条例2・全改・旧第19条繰下)

### (外出支援サービスの充実促進)

第24条 市は、高齢者、障がい者その他の外出に支障のある市民に対し、外出を支援するためのサービスの充実に努めなければならない。

(平22条例2・全改・旧第19条の2繰下)

## 第3章 推進計画の策定

(平22条例2・追加)

### (計画の策定)

第25条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 福祉のまちづくりに関する目標
- (2) 福祉のまちづくりに関する施策の方向
- (3) 福祉のまちづくりに関する施策を推進するために重要な事項

3 市長は、推進計画の策定に当たり、市民及び事業者の意見を聴くとともに、福祉のまちづくりに関する施策の評価を行い、その結果を推進計画に反映させるものとする。

4 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(平22条例2・追加・旧第19条の3繰下)

### (推進体制の整備)

第26条 市長は、市、市民及び事業者が一体となって福祉のまちづくりを推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(平22条例2・追加・旧第19条の4繰下)

## 第4章 都市施設等の整備

(平22条例2・全改)

### 第1節 都市施設の整備

(平22条例2・全改)

#### (整備基準)

第27条 市長は、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人が都市施設を円滑に利用できるようにするための措置に関し、都市施設を所有し、又は管理する者(以下「施設所有者等」という。)の判断の基準(以下「整備基準」という。)を定めるものとする。

2 整備基準は、次に掲げる事項について、都市

施設の種類及び規模に応じて規則で定めるものとする。

- (1) 出入口の構造に関する事項
- (2) 廊下及び階段の構造並びにエレベーターの設置に関する事項
- (3) 車いすで利用できる便所及び駐車場に関する事項
- (4) 案内標示及び視覚障がい者誘導用ブロックの設置に関する事項
- (5) 道路及び公園の園路の構造に関する事項
- (6) ベビーチェア及びベビーベッド等の設置に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人の利用に配慮すべき事項

(平22条例2・全改)

#### (整備基準への適合努力義務)

第28条 施設所有者等は、自ら所有し、又は管理する都市施設を整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 施設所有者等は、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人が円滑に施設間を移動することができるようにするため、他の施設所有者等との連携を図り、自ら所有し、又は管理する都市施設とその周辺の都市施設とを一体的に整備するよう努めなければならない。

(平22条例2・全改)

#### (整備基準適合証の交付及び都市施設の検査)

第29条 施設所有者等は、都市施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、市長に対し、整備基準に適合していることを証する証票(以下「整備基準適合証」という。)の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該都市施設が、整備基準に適合しているかどうかについて、市長の指定する職員に検査をさせるものとする。

3 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、当該都市施設の関係人に提示しなければならない。

4 市長は、第2項の検査の結果、当該検査に係る都市施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該施設所有者等に対し、整備基準適合証を交付するものとする。

(平22条例2・全改)

### (市の施設の先導的整備等)

第30条 市は、自ら設置する都市施設を整備基準に適合するよう率先して整備するものとする。

2 市長は、国、東京都その他規則で定める公共的団体に対し、これらが設置する都市施設の整備基準への適合に率先して努めるよう要請するものとする。

(平22条例2・全改)

### 第2節 特定都市施設の整備

(平22条例2・全改)

#### (遵守基準への適合義務)

第31条 特定都市施設の新設又は改修(建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更(用途を変更して特定都市施設にする場合に限る。))をいう。以下「特定都市施設の新設等」という。)を行おうとする者(以下「特定整備主」という。)は、当該特定都市施設を整備基準のうち特に守るべき基準として規則で定めるもの(以下「遵守基準」という。)に適合させるための措置を講じなければならない。

2 特定整備主は、前項の規定により遵守基準に適合させた特定都市施設について、当該遵守基準に係る機能の維持及び保全に努めなければならない。

(平22条例2・全改)

#### (特定都市施設の新設等の事前協議)

第32条 特定整備主は、第27条第2項各号に掲げる事項の計画について、規則で定めるところにより、工事に着手する前に市長に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議をした者は、当該協議の内容の変更をするときは、当該変更をする事項について、当該事項に係る部分の当該変更後の内容の工事に着手する前に市長に協議しなければならない。

(平22条例2・全改)

#### (指導及び助言)

第33条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による協議(以下「事前協議」という。)をした特定整備主に対し、第28条第1項若しくは第2項又は第31条第1項に規定する措置等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、整備基準又は遵守基準を勘案して特定都市施設の設計及び施工に係る事項について、必要な指導及び助言を行うことができる。

(平22条例2・全改)

### (工事完了の届出)

第34条 特定整備主は、特定都市施設の新設等に係る工事が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(平22条例2・全改)

#### (特定都市施設に関する検査)

第35条 市長は、前条の規定による届出のあった特定都市施設が、事前協議の内容に適合しているかどうかについて、市長の指定する職員に検査をさせるものとする。

2 第29条第3項の規定は、前項の検査を行う場合について準用する。

(平22条例2・全改)

#### (検査済証の交付)

第36条 市長は、前条第1項の検査の結果、当該検査に係る特定都市施設が事前協議の内容に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定整備主に対し、検査済証を交付するものとする。

(平22条例2・全改)

#### (勧告及び命令)

第37条 市長は、特定整備主が、事前協議を行わずに工事に着手したとき、又は事前協議を行ったものの当該事前協議の内容と異なる工事を行ったときは、規則で定めるところにより、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告に従わない者に対し、規則で定めるところにより、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(平22条例2・全改)

#### (公表)

第38条 市長は、前条第2項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、前条第2項の規定による命令を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(平22条例2・全改)

#### (既存特定都市施設の状況の把握及び指導、助言等)

第39条 この節の規定の施行の際、現に存する特定都市施設(以下「既存特定都市施設」という。)を所有し、又は管理している者(以下「既存特定都市施設所有者等」という。)は、第28



条第1項及び第2項並びに第31条第1項に規定する措置等の状況の把握に努めなければならない。

- 2 市長は、第33条に定めるもののほか、既存特定都市施設所有者等に対し、既存特定都市施設において第28条第1項若しくは第2項又は第31条第1項に規定する措置等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存特定都市施設の整備基準又は遵守基準への適合の状況を勘案し、必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うことができる。

(平22条例2・全改)

#### (特定都市施設に係る整備状況の報告等)

- 第40条 市長は、特定整備主又は特定都市施設を所有し、若しくは管理する者(以下「特定整備主等」という。)に対し、第33条又は前条第2項の規定による指導又は助言を行うに当たり必要と認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定都市施設における整備基準及び遵守基準への適合状況について、報告を求めることができる。

(平22条例2・全改)

#### (特定都市施設に関する調査)

- 第41条 市長は、特に必要があると認めるときは、市長の指名する職員に、特定整備主等の同意を得て、特定都市施設に立ち入らせ、整備基準及び遵守基準への適合状況について調査させることができる。

- 2 第29条第3項の規定は、前項の規定による調査を行う場合について準用する。

(平22条例2・全改)

### 第3節 駐車区画の整備等

(平22条例2・全改)

#### (思いやり駐車区画の整備)

- 第42条 市は、都市施設を設置するときは、思いやり駐車区画(障がい者、妊産婦、乳幼児を連れた者、歩行が困難な高齢者又は療養中若しくはリハビリ中の者が円滑に利用することができるよう配慮された駐車区画をいう。以下同じ。)を設置するよう努めなければならない。

(平22条例2・全改)

#### (思いやり駐車区画等の利用)

- 第43条 都市施設を利用する者は、その施設に思いやり駐車区画又は障がい者のための駐車区画が設けられているときは、当該駐車区画を利用する必要がある者の利用を妨げてはならない。

(平22条例2・全改)

### 第4節 車両等の整備

(平22条例2・全改)

#### (車両等の整備努力義務)

- 第44条 公共交通機関の車両等を所有し、又は管理する者(以下「車両所有者」という。)は、当該車両等について、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人が安全かつ円滑に利用できるようその整備に努めなければならない。

(平22条例2・全改)

#### (公共交通機関の車両等に係る整備状況の報告等)

- 第45条 市長は、必要と認めるときは、車両所有者に対し、整備状況の報告を求めることができる。

- 2 市長は、前項の報告があったときは、必要な指導又は助言を行うことができる。

(平22条例2・全改)

### 第5節 住宅等の整備

(平22条例2・全改)

#### (住宅政策の推進)

- 第46条 市は、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人が安全かつ快適に生活できる住宅の確保及び住まい方に関する施策を推進するものとする。

- 2 市民及び事業者は、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人が安全かつ快適に生活できるよう配慮された住宅の普及に努めるものとする。

(平22条例2・全改)

#### (住宅を供給する事業者の責務)

- 第47条 住宅を供給する事業者は、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人が安全かつ快適に利用できるように配慮した住宅の供給に努めなければならない。

(平22条例2・全改)

#### (福祉用具等の品質の向上等)

- 第48条 福祉用具を製造し、販売し、又は賃貸する事業者は、高齢者、障がい者その他の日常生活に支障のある市民の、心身の特性及び置かれている環境を踏まえ、当該市民が円滑に利用できるよう当該福祉用具の品質の向上、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、食器、家具、電化製品その他の日常生活で利用する物品を製造し、販売し、又は賃貸する事業者は、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人が円滑に利用できるよう当該物品の使いやすさの向

上、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平22条例2・全改)

### 第5章 福祉のまちづくり推進協議会

(平22条例2・旧第3章の2線下)

#### (福祉のまちづくり推進協議会)

第49条 市の区域における福祉のまちづくりの総合的な推進に関し必要な事項について調査審議するため、町田市福祉のまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、福祉のまちづくりを総合的に推進するための施策に関することその他福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項について調査審議し、答申する。

3 協議会は、委員25名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 事業者 7名以内
- (2) 町田市民 10名以内
- (3) 学識経験者 3名以内
- (4) 関係行政機関の職員 5名以内

4 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

5 専門的事項を審議させるため、協議会に部会を置く。

6 部会は、会長が指名する委員及び市長が委嘱する者をもって組織する。

7 専門的事項を調査させるため必要があるときは、協議会又は部会に専門委員を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、協議会及び部会に関し必要な事項は、規則で定める。

(平22条例2・一部改正・旧第36条の2線下)

### 第6章 雑則

(平22条例2・旧第4章線下)

#### (委任)

第50条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平22条例2・一部改正・旧第37条線下)

#### 附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成7年2月規則第5号で、同7年7月1日から施行)

#### 附 則(平成8年9月30日条例第23号)

この条例の施行期日は、町田市規則で定める。

(平成8年10月規則第51号で、同8年11月1日から施行)

#### 附 則(平成10年12月28日条例第31号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成11年6月30日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成13年3月30日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成13年6月27日条例第22号)

##### (施行期日)

1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。

(町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和33年4月町田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中第42号を第43号とし、第41号の次に次の1号を加える。

(42) 福祉のまちづくり推進協議会委員及び部会員

別表第1 環境審議会の項の次に次のように加える。

福祉のまちづくり推進協議会	会長	日額 25,500円
	部会長	日額 25,500円
	学識経験者	日額 21,700円
	その他委員 (関係行政機関の職員を除く。)	日額 10,000円
	委員以外の部会員	日額 10,000円

#### 附 則(平成13年12月27日条例第30号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成15年3月31日条例第21号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成22年3月29日条例第2号)

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成22年7月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 第2条の規定による改正後の町田市福祉のまちづくり総合推進条例(以下「改正後の条例」という。)第31条の規定は、前項ただし書に規定する日以後に改正後の条例第32条の規定による協議をした者について適用する。

《あ行》

SNS (P.50)

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略です。インターネット上で、個人同士が繋がれるような場所を提供しているサービスの総称です。

音声コード (P.53)

印刷物の文字情報を二次元コードに変換したものです。スマートフォンのアプリや専用読み取り装置で情報を音声にすることができます。

《か行》

教育啓発特定事業 (P.12)

2020年5月に改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)」で、移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」を推進するために新たに創設された事業です。市町村が定めるバリアフリー基本構想 (P.135 参照) に記載する事業メニューとして記載することができます。

「教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン」(令和4年3月国土交通省総合政策局バリアフリー政策課) では、市町村又は施設設置管理者等が行う事業として、学校と連携して行う教育活動の実施に関する「学校連携教育事業」や、住民その他の関係者の理解の増進又は協力確保のための啓発活動の実施に関する「理解協力啓発事業」が示されています。

合理的配慮 (P.7)

障がいのある人がない人と同等に暮らしたり働いたりといったいろいろな活動をする上で、求めがあった場合に過度な負担のない範囲で必要な変更をしたり調整したりすることです。

障害者権利条約により、合理的配慮は障がいのある人から何らかの配慮を求められた時、過度の負担のない範囲で、社会の側の責任でやらなければならないことが明確にされました。また、障害者基本法と障害者差別解消法では合理的配慮を行わないことは差別になるとされ、行政機関には行うことが義務づけられました。

心のバリアフリー (P.5)

人々の意識に根差している、高齢者、障がい者等への差別や偏見、先入観などに気づき、社会が作り出している障壁 (バリア) の問題点を理解し、互いの人権や尊厳を尊重するように心のバリアを取り除くことをいいます。

## 個別避難計画（P.59）

名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画で、その作成を市町村長の努力義務とするものです。

### 《さ行》

## 災害時情報共有システム（P.64）

災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況を迅速かつ正確に情報収集し、適切な支援につなげることができるよう、児童関係施設、障害児者関係施設及び高齢者関係施設について災害発生時における被災状況等を把握する厚生労働省のシステムです。

## 重点整備地区（P.31）

バリアフリー基本構想（P.135 参照）において、旅客施設を中心とした地区、高齢者・障がい者などが利用する施設が集まった地区のことです。

## 障がいの社会モデル（P.7）

「障がいの医学モデル」は、「障がい」を個人の心身機能によるものとし、個人的な問題として捉える考え方です。

これに対して「障がいの社会モデル」は、「障がい」は社会的障壁（モノ、環境、人的環境等）と個人の心身機能の障がいがいまったくりだされているものであり、その障壁を取り除くのは社会の責務であるとし、社会全体の問題として捉える考え方です。

「障がいの社会モデル」は、2006年に国際連合で採択された「障害者権利条約」において考え方が示されており、2011年に改正された「障害者基本法」においても、この考え方が採用されているなど、「障がい」の概念は「医学モデル」から「社会モデル」へと変化しています。

## 整備基準等マニュアル（P.12）

町田市福祉のまちづくり総合推進条例の目的や考え方に基づき、全ての人が施設を安全かつ快適に利用できるよう作成された整備基準及びより高い水準となる望ましい整備について、解説・図解したものです。

### 《た行》

## 適合証（P.26）

町田市福祉のまちづくり総合推進条例に基づく施設整備基準を一定以上満たすと交付されるものです。

## 読書バリアフリー（P.55）

視覚障がい者、識字に困難がある発達障がい者、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者を始めとする全ての人が読書することのできる環境を整備することをいいます。

例として、視覚障がい者等の利便性の向上のため、アクセシブルな電子書籍等（デイジー図書（マルチメディアデイジー（P.136 参照））・音声読み上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）を充実させることや、視覚障がい者等の需要を踏まえたアクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）を提供することなどが挙げられます。

## 特定事業（P.15）

バリアフリー基本構想における生活関連施設（高齢者、障がい者等が日常生活、社会生活において利用する施設）とそれらを結ぶ生活関連経路、車両等のバリアフリー化に関する事業のことです。

### 《は行》

## バックカスティング（P.22）

最初に目標とする未来像を描き、次にその未来像を実現するための道筋を未来から現在へとさかのぼって記述するシナリオ作成の手法です。現在を始点として未来を探索するフォアカスティングと比較して、劇的な変化が求められる課題に対して有効とされています。

## バリアフリー（P.5）

「バリア（障がい、障壁）」を「フリー（自由、取り除く）」という考え方です。障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、現在では、高齢者、障がい者等の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁を除去することを意味します。

## バリアフリー基本構想（P.10）

高齢者、障がい者等が日常生活、社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設等を含み、それらの相互施設間の移動が通常徒歩で行われる地区等において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、市町村が作成する構想のことです。

## ピクトグラム（P.57）

情報や指示、案内などを単純化された絵や図形で表したものです。「絵文字」「絵記号」「図記号」などと訳されることもあります。言語によらず情報を伝達することができ、街頭や施設内での案内などによく用いられます。

## 避難行動要支援者名簿（P.59）

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿で、その作成を市町村長の義務とするものです。

### 《ま行》

## マルチメディアダイジェスト（P.55）

文字や音声、画像を同時に再生できるデジタル録音図書のことです。文字の大きさ・色・行間などを変更することができるので、視覚障がい者だけでなく、高齢者や弱視の方も読書を楽しむことができます。

### 《や行》

## ユニバーサルデザイン（P.5）

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、すべての人が円滑に利用できるように建物や生活環境、製品などを作り上げるという考え方です。



# まちだユニバーサル社会推進計画 (第3次町田市福祉のまちづくり推進計画)

2022年12月 発行

編集・発行 町田市地域福祉部福祉総務課  
〒194-8520 町田市森野2-2-22  
電話 042-724-2133  
FAX 050-3101-0928  
刊行物番号 22-66  
編集協力 株式会社アークポイント







# まちだ ユニバーサル社会推進計画

(第3次町田市福祉のまちづくり推進計画)

